

くろまぐろ養殖場及びくろまぐろ養殖業者一覧(公表用)

令和8年2月時点

整理番号	府県	免許番号	漁業権者の名称及び住所				漁業種類及び名称	漁業時期	漁場の位置及び区域	制限又は条件	免許日	存続期間	くろまぐろ養殖業者		
			名称			住所							名称	住所	備考
			名称	〒番号	住所										
1	三重県	区第1501号	丸久水産株式会社	516-1309	三重県度会郡南伊勢町東宮2647-77	第1種区画漁業(小割り式)	1月1日～12月31日	漁場の位置 度会郡南伊勢町宿浦地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 南伊勢町宿浦ひらせやいの鼻 ア 1から272度00分530メートルの点 イ 1から242度30分745メートルの点 ウ 1から250度30分865メートルの点 エ 1から276度20分690メートルの点	1 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、生け簀の総面積が15,237平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 形状:円形、規格:直径60メートル、台数:4台 形状:円形、規格:直径50メートル、台数:2台 なお、人工種苗と天然種苗を同一の生け簀で養殖してはならない。 2 夜間標識を設置しなければならない。 3 くろまぐろ以外の魚類を養殖してはならない。	令和5年11月30日	令和6年1月1日	令和10年12月31日	丸久水産株式会社	〒516-1309 三重県度会郡南伊勢町東宮2647-77	令和5年11月30日 漁業権一斉切替え 三重海区漁業調整委員会指示により1年当たりの天然種苗の活込み尾数を16,000尾に制限
2	三重県	区第1502号	三重外海漁業協同組合	516-1308	三重県度会郡南伊勢町奈屋浦3	第1種区画漁業(小割り式)	1月1日～12月31日	漁場の位置 度会郡南伊勢町奈屋浦地先 漁場区域 (漁場区域1) 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 南伊勢町道行置あしかの鼻 基点2 南伊勢町道行置にこり場 ア 1から246度00分200メートルの点 イ 2から290度30分165メートルの点 ウ 2から280度30分315メートルの点 エ 1から257度00分355メートルの点 (漁場区域2) 次のオ、カ、キ、ク、ケ、オの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点2 南伊勢町道行置にこり場 オ 2から256度00分520メートルの点 カ 2から227度00分770メートルの点 キ 2から233度00分835メートルの点 ク 2から238度00分840メートルの点 ケ 2から281度30分670メートルの点	1 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、生け簀の総面積が19,164平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 (漁場区域1) 形状:円形、規格:直径50メートル、台数:4台 (漁場区域2) 形状:円形、規格:直径60メートル、台数:4台 なお、人工種苗と天然種苗を同一の生け簀で養殖してはならない。 2 夜間標識を設置しなければならない。 3 くろまぐろ以外の魚類を養殖してはならない。	令和5年11月30日	令和6年1月1日	令和10年12月31日	清洋水産株式会社 丸久水産株式会社	〒516-1308 三重県度会郡南伊勢町奈屋浦20番地 〒516-1309 三重県度会郡南伊勢町東宮2647-77	令和5年11月30日 漁業権一斉切替え (漁場区域2) 三重海区漁業調整委員会指示により1年当たりの天然種苗の活込み尾数を8,000尾に制限
3	三重県	区第1503号	株式会社ブルーフィン三重	516-1421	三重県度会郡南伊勢町河内宇奈津乙109-6	第1種区画漁業(小割り式)	1月1日～12月31日	漁場の位置 度会郡南伊勢町神前浦地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 度会郡南伊勢町神前浦丸山切戸の樫柱 基点2 度会郡南伊勢町神前浦定の鼻小浜島頂上 ア 1から163度20分790メートルの点 イ 1から145度20分770メートルの点 ウ 2から25度00分750メートルの点 エ 2から10度20分570メートルの点	1 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、生け簀の総面積が95,343平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 形状:円形、規格:直径50メートル、台数:18台 なお、人工種苗と天然種苗を同一の生け簀で養殖してはならない。 2 夜間標識を設置しなければならない。 3 くろまぐろ以外の魚類を養殖してはならない。	令和5年11月30日	令和6年1月1日	令和10年12月31日	株式会社ブルーフィン三重	〒516-1421 三重県度会郡南伊勢町河内宇奈津乙109-6	令和5年11月30日 漁業権一斉切替え 三重海区漁業調整委員会指示により1年当たりの天然種苗の活込み尾数を30,000尾に制限
4	三重県	区第1504号	株式会社マルハニチロMarine	649-3503	和歌山県東牟婁郡串本町串本1557番地の33	第1種区画漁業(小割り式)	1月1日～12月31日	漁場の位置 熊野市南母町地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 二木島里町防波堤先端 ア 1から72度10分675メートルの点 イ 1から80度08分1,185メートルの点 ウ 1から95度15分1,175メートルの点 エ 1から99度30分640メートルの点	1 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、生け簀の総面積が43,808平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 また、生け簀の総面積のうち5,408平方メートル分(形状:長方形、規格:52メートル×26メートル、台数:4台)については、用いられる養殖用種苗は人工種苗でなくてはならない。 形状:長方形、規格:80メートル×48メートル、台数:10台、面積:38,400平方メートル 形状:長方形、規格:52メートル×26メートル、台数:4台、面積:5,408平方メートル(総面積:43,808平方メートル) なお、人工種苗と天然種苗を同一の生け簀で養殖してはならない。 2 夜間標識を設置しなければならない。 3 くろまぐろ以外の魚類を養殖してはならない。	令和5年11月30日	令和6年1月1日	令和10年12月31日	株式会社マルハニチロMarine	〒649-3503 和歌山県東牟婁郡串本町串本1557番地の33	令和5年11月30日 漁業権一斉切替え
5	三重県	区第1505号	株式会社マルハニチロMarine	649-3503	和歌山県東牟婁郡串本町串本1557番地の33	第1種区画漁業(小割り式)	1月1日～12月31日	漁場の位置 熊野市南母町地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 二木島里町防波堤先端 ア 1から63度00分265メートルの点 イ 1から77度40分550メートルの点 ウ 1から101度00分545メートルの点 エ 1から113度50分260メートルの点	1 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、生け簀の総面積が10,816平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 形状:長方形、規格:52メートル×26メートル、台数:8台 なお、人工種苗と天然種苗を同一の生け簀で養殖してはならない。 2 夜間標識を設置しなければならない。 3 くろまぐろ以外の魚類を養殖してはならない。	令和5年11月30日	令和6年1月1日	令和10年12月31日	株式会社マルハニチロMarine	〒649-3503 和歌山県東牟婁郡串本町串本1557番地の33	令和5年11月30日 漁業権一斉切替え
6	京都府	京区第37号	京都府漁業協同組合	624-0914	京都府舞鶴市下安久1013番地の1	第1種区画漁業(小割り式)	1月1日～12月31日	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度39分48.9秒、東経135度17分06.2秒 イ 北緯35度39分42.6秒、東経135度17分09.4秒 ウ 北緯35度39分40.3秒、東経135度16分59.2秒 エ 北緯35度39分46.6秒、東経135度16分56.0秒	漁場の区域に設置する養殖施設は、以下の規模を超えてはならない。 ただし、生け簀の総面積が10,827平方メートルを超えない範囲で、生け簀の形状、規格及び台数を変更することは差し支えない。 形状、規格、台数:円形、直径40メートル、3台 形状、規格、台数:八角形、縦48メートル×横46メートル、縦42メートル×横38メートル、1台、3台	令和6年1月1日	令和6年1月1日	令和10年12月31日	株式会社ニッスイまぐろ	〒859-6206 長崎県佐世保市鹿町長串403番地31	令和6年1月1日 漁業権一斉切替え

くろまぐる養殖場及びくろまぐる養殖業者一覧(公表用)

令和8年2月時点

整理番号	府県	免許番号	漁業者の名称及び住所			漁業種類及び名称	漁業時期	漁場の位置及び区域	制限又は条件	免許日	存続期間	くろまぐる養殖業者			
			名称									住所	名称	住所	備考
			名称	番号	住所										
10	和歌山県	和歌山東漁業協同組合 第804号	649-3503	和歌山県東牟婁郡串本町串本1884番地	第一種区画漁業くろまぐる小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 東牟婁郡那智勝浦町大字浦神地先 漁場の区域 1. 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第311号 東牟婁郡那智勝浦町大字浦神、仏崎北端に設置した標識 ア 基点第311号から292° -00' 42mの点 イ 基点第311号から227° -20' 150mの点 ウ 基点第311号から242° -50' 272mの点 エ 基点第311号から249° -50' 265mの点 オ 基点第311号から254° -30' 465mの点 カ 基点第311号から263° -20' 460mの点 2. 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第311号 東牟婁郡那智勝浦町大字浦神、仏崎北端に設置した標識 ア 基点第311号から308° -30' 500mの点 イ 基点第311号から298° -00' 373mの点 ウ 基点第311号から273° -35' 648mの点 エ 基点第311号から283° -40' 728mの点 3. 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第314号 東牟婁郡那智勝浦町大字浦神、当屋崎南東端に設置した標識 ア 基点第314号から255° -30' 342mの点 イ 基点第314号から248° -30' 639mの点 ウ 基点第314号から239° -40' 628mの点 エ 基点第314号から239° -40' 328mの点	1. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、生質の総面積が7,200平方メートルを超えない範囲内で、生質の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。 形状: 正方形 規格: 12m×12m 台数: 50台 2. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。	令和5年9月1日	令和5年9月1日	令和10年8月31日	株式会社アーマリン近大	〒649-2211 和歌山県西牟婁郡白浜町1番地の5	令和7年5月30日 代表者変更	
11	島根県	区第321号	漁業協同組合JFしまね 690-0007	島根県松江府御手船場町575番地	第一種区画漁業くろまぐる小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 隠岐郡西ノ島町大字美田セト獅子ヶ鼻地先 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第742号 隠岐郡西ノ島町大字美田獅子ヶ鼻西端に設置した標識 基点第743号 隠岐郡西ノ島町大字美田獅子ヶ鼻南側突端に設置した標識 点甲 基点第743号から160度200メートルの点 ア 基点第742号から270度100メートルの点 イ 基点第742号から270度300メートルの点 エ 点甲から270度410メートルの点 エ 点甲から270度210メートルの点 (参考値) 緯度・経度 ア 北緯36度4分57.4秒 東経133度0分15.9秒 イ 北緯36度4分57.4秒 東経133度0分7.9秒 ウ 北緯36度4分50.3秒 東経133度0分11.4秒 エ 北緯36度4分50.3秒 東経133度0分17.8秒	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮させなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるように必要な標識を設置させなければならない。 (3) この漁場の区域に設置する養殖施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、その規模を超えない範囲で、生け簀の形状、規格及び台数を変更することは差し支えない。 形状: 正八角形 規格: 一辺19.5メートル 台数: 2台	令和5年9月1日	令和5年9月1日	令和10年8月31日	浦郷水産株式会社	〒684-0211 島根県隠岐郡西ノ島町大字浦郷358番地	令和5年9月1日 漁業権一斉切替	
12	山口県	区第6号	山口県漁業協同組合 750-0067	山口県下関市大和町1丁目16番1号 下関漁港ビル	第一種区画漁業くろまぐる小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 長門市通地先 漁場区域 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点A 長門市通平瀬34の7種岸東端 点イ Aから129度1分583メートルの点 ロ Aから101度40分1.143メートルの点 ハ Aから123度51分1.496メートルの点 ニ Aから149度17分1.128メートルの点	1 養殖の用に供する施設は、次に掲げる規模を超えてはならない。ただし、いけすの総面積が46,652平方メートルを超えない範囲内で、いけすの形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 形状: 長方形、1辺の長さ: 85.0メートル×65.0メートル、台数: 6台 形状: 円形、直径: 50メートル、台数: 4台 形状: 円形、直径: 60メートル、台数: 2台 2 養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は6,000尾を超えてはならない。 3 漁業権の免許を受けた者は、漁業権の行使者を決定したときは、行使者の住所及び氏名(法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名)を知事に報告しなければならない。	令和5年9月1日	令和5年9月1日	令和10年8月31日	有限会社日本鮭養殖	〒104-0055 東京都中央区豊海町4番5号 豊海振興ビル	令和5年9月1日 漁業権一斉切替	
13	山口県	区第7号	山口県漁業協同組合 750-0067	山口県下関市大和町1丁目16番1号 下関漁港ビル	第一種区画漁業くろまぐる小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 長門市油谷津具下字青田地先 漁場区域 次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 点イ 基点A 長門市油谷津具下字堂ノ元3105に設置した標識 B " " 字青田2066の52に設置した標識 点イ Aから208度150メートルの点 ロ Bから176度175メートルの点 ハ Bから185度450メートルの点 ニ Aから197度427メートルの点	1 養殖の用に供する施設は、次に掲げる規模を超えてはならない。ただし、いけすの総面積が19,869平方メートルを超えない範囲内で、いけすの形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 形状: 8角形、1辺の長さ: 17.5メートル、台数: 12台 形状: 円形、直径: 30メートル、台数: 3台 2 養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は15,598尾を超えてはならない。 3 漁業権の免許を受けた者は、漁業権の行使者を決定したときは、行使者の住所及び氏名(法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名)を知事に報告しなければならない。	令和5年9月1日	令和5年9月1日	令和10年8月31日	有限会社日本鮭養殖	〒104-0055 東京都中央区豊海町4番5号 豊海振興ビル	令和5年9月1日 漁業権一斉切替	
14	愛媛県	宇区第39号	愛媛県漁業協同組合(吉田支所) 790-0002	松山市二番町四丁目6番地2	第一種区画漁業くろまぐる小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	漁場の位置 宇和島市吉田町奥浦地先 漁場の区域 アイ、イウ、ウエ及びアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町奥浦乙517ラベット西角から護岸沿い西へ150メートルの標識 B 宇和島市吉田町奥浦乙517ラベット東角から護岸沿い東へ120メートルの標識 点 Aから宇和島市九島嶺網代見通し30メートルの点 イ Aから宇和島市九島嶺網代見通し305メートルの点 ウ Bから宇和島市九島嶺ヶ尻見通し150メートルの点 エ Bから宇和島市九島嶺ヶ尻見通し100メートルの点	(1) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。 (2) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、生け簀の総面積が1,257平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。形状: 円形、規格: 直径20メートル、台数: 4台 (3) 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込み尾数は、1,180尾を超えてはならない。なお、移送による活込みは除く。	令和6年4月1日	令和6年4月1日	令和11年3月11日	個人	-	令和6年4月1日 漁業権一斉切替	

くろまぐろ養殖場及びくろまぐろ養殖業者一覧(公表用)

令和8年2月時点

整理番号	府県	免許番号	漁業権者の名称及び住所			漁業種類及び名称	漁業時期	漁場の位置及び区域	制限又は条件	免許日	存続期間	くろまぐろ養殖業者				
			名称									住所	備考	名称	住所	備考
			名称	千番号	住所											
15	愛媛県	宇区第96号	愛媛県漁業協同組合(うわらみ支所)	790-0002	松山市二番町四丁目6番地2	第1種区画漁業 くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	漁場の位置 宇和島市戸島地先 漁場の区域 アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市戸島赤崎の標識 B 宇和島市戸島大内浦の標識 点 A から205度750メートルの点 イ Aから182度1,115メートルの点 ウ Bから149度1,110メートルの点 エ Bから151度659メートルの点	(1) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。 (2) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、生け簀の総面積が9,448平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。形状:円形、規格:直径34メートル、台数:3台	令和6年4月1日	令和6年4月1日 ~ 令和11年3月11日	戸島鮪養殖有限責任事業組合	〒789-0212 愛媛県宇和島市戸島2508番地	令和6年4月1日 漁業権一斉切替		
16	愛媛県	宇区第97号	愛媛県漁業協同組合(うわらみ支所)	790-0002	松山市二番町四丁目6番地2	第1種区画漁業 くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	漁場の位置 宇和島市嘉島地先 漁場の区域 アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市戸島赤崎の標識 点 A から81度430メートルの点 イ Aから125度740メートルの点 ウ Aから163度600メートルの点 エ Aから181度90メートルの点	(1) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。 (2) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、生け簀の総面積が9,448平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。形状:円形、規格:直径34メートル、台数:6台	令和6年4月1日	令和6年4月1日 ~ 令和11年3月11日	戸島鮪養殖有限責任事業組合	〒789-0212 愛媛県宇和島市戸島2508番地	令和6年4月1日 漁業権一斉切替		
17	愛媛県	宇区第98号	愛媛県漁業協同組合(うわらみ支所)	790-0002	松山市二番町四丁目6番地2	第1種区画漁業 くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	漁場の位置 宇和島市嘉島地先 漁場の区域 アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市戸島郡の標識 B 宇和島市戸島郡北の標識 点 A から10度410メートルの点 イ Aから8度790メートルの点 ウ Bから300度355メートルの点 エ Bから239度395メートルの点	(1) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。 (2) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、生け簀の総面積が9,080平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。形状:円形、規格:直径34メートル、台数:10台	令和6年4月1日	令和6年4月1日 ~ 令和11年3月11日	嘉島鮪養殖有限責任事業組合	〒789-0212 愛媛県宇和島市戸島3794番地	令和6年4月1日 漁業権一斉切替		
18	愛媛県	宇区第100号	愛媛県漁業協同組合(うわらみ支所)	790-0002	松山市二番町四丁目6番地2	第1種区画漁業 くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	漁場の位置 宇和島市嘉島地先 漁場の区域 アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市戸島郡の標識 B 宇和島市嘉島中の島清波堤南西端 点 A から300度280メートルの点 イ Aから290度699メートルの点 ウ Bから198度338メートルの点 エ Bから139度532メートルの点	(1) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。 (2) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、生け簀の総面積が9,770平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。形状:円形、規格:直径40メートル、台数:3台	令和6年4月1日	令和6年4月1日 ~ 令和11年3月11日	個人 個人 個人	- - -	令和6年4月1日 漁業権一斉切替		
19	愛媛県	宇区第115号	愛媛県漁業協同組合(うわらみ支所)	790-0002	松山市二番町四丁目6番地2	第1種区画漁業 くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	漁場の位置 宇和島市日振島地先 漁場の区域 アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市日振島コアラ北端 点 A から199度100メートルの点 イ Aから246度30分420メートルの点 ウ Aから289度30分470メートルの点 エ Aから336度240メートルの点	(1) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。 (2) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、生け簀の総面積が4,239平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。形状:円形、規格:直径30メートル、台数:6台 (3) 当該漁業権に係る漁場の区域において天然種苗の活込みを行ってはならない。なお、移送による活込みは除く。	令和6年4月1日	令和6年4月1日 ~ 令和11年3月11日	日振島アクアマリン有限責任事業組合 日振島鮪養殖有限責任事業組合	〒798-0099 愛媛県宇和島市日振島3098番地	令和6年4月1日 漁業権一斉切替		
20	愛媛県	宇区第116号	愛媛県漁業協同組合(うわらみ支所)	790-0002	松山市二番町四丁目6番地2	第1種区画漁業 くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	漁場の位置 宇和島市日振島地先 漁場の区域 アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市日振島コアラ北端 点 A から339度30分490メートルの点 イ Aから347度30分930メートルの点 ウ Aから25度30分1,060メートルの点 エ Aから44度705メートルの点	(1) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。 (2) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、生け簀の総面積が17,672平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。形状:円形、規格:直径50メートル、台数:9台 (3) 当該漁業権に係る漁場の区域において天然種苗の活込みを行ってはならない。なお、移送による活込みは除く。	令和6年4月1日	令和6年4月1日 ~ 令和11年3月11日	日振島アクアマリン有限責任事業組合	〒798-0099 愛媛県宇和島市日振島3211番地	令和6年4月1日 漁業権一斉切替		
21	愛媛県	宇区第117号	愛媛県漁業協同組合(うわらみ支所)	790-0002	松山市二番町四丁目6番地2	第1種区画漁業 くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	漁場の位置 宇和島市日振島地先 漁場の区域 アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市日振島コアラ北端 点 A から286度100メートルの点 イ Aから351度45分650メートルの点 ウ Aから47度940メートルの点 エ Aから87度45分680メートルの点	(1) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。 (2) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、生け簀の総面積が28,908平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。形状:円形、規格:直径40メートル、台数:20台、形状:円形、規格:直径20メートル、台数:2台 (3) 当該漁業権に係る漁場の区域において天然種苗の活込みを行ってはならない。なお、移送による活込みは除く。	令和6年4月1日	令和6年4月1日 ~ 令和11年3月11日	日振島鮪養殖有限責任事業組合	〒798-0099 愛媛県宇和島市日振島3098番地	令和6年4月1日 漁業権一斉切替		
22	愛媛県	宇区第216号	愛南漁業協同組合	798-4351	南宇和郡愛南町越166番地3	第1種区画漁業 くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	漁場の位置 南宇和郡愛南町猿鳴地先 漁場の区域 Dア、アイ及びイCの3直線とCD間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町猿鳴ヒョウコウ鼻西端の標識 B 南宇和郡愛南町猿鳴ネガセ穴の口鼻北端 C Bから94度210メートルの点 D Aから183度40メートルの点 点 A から320度347メートルの点 イ Bから346度432メートルの点	(1) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。 (2) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、生け簀の総面積が4,991平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。形状:正方形、規格:30メートル×30メートル、台数:5台、形状:円形、規格:直径25メートル、台数:1台	令和6年4月1日	令和6年4月1日 ~ 令和11年3月11日	宇和海漁業生産組合	〒798-4123 愛媛県南宇和郡愛南町赤水929番地	令和6年4月1日 漁業権一斉切替		

くろまぐろ養殖場及びくろまぐろ養殖業者一覧(公表用)

令和8年2月時点

整理番号	府県	免許番号	くろまぐろ養殖場				漁業種類及び名称	漁業時期	漁場の位置及び区域	制限又は条件	免許日	存続期間	くろまぐろ養殖業者		
			漁業者の名称及び住所			名称							住所	備考	
			名称	千番号	住所										
23	愛媛県	宇区第218号	愛南漁業協同組合	798-4351	南宇和郡愛南町越166番地3	第1種区画漁業 くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	漁場の位置 南宇和郡愛南町猿鳴地先 漁場の区域 アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町三ツ畑島下島南端 点 A から60度70メートルの点 イ Aから102度490メートルの点 ウ Aから130度555メートルの点 エ Aから177度215メートルの点	(1) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。 (2) 当該漁業種に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、生け簀の総面積が1,320平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。形状: だ円、規格: 24メートル×14メートル、台数: 5台	令和6年4月1日	令和6年4月1日 ~ 令和11年3月11日	宇和海漁業生産組合	〒798-4123 愛媛県南宇和郡愛南町赤水929番地	令和6年4月1日 漁業種一斉切替	
24	愛媛県	宇区第244号	久良漁業協同組合	798-4353	南宇和郡愛南町久良1200-2	第1種区画漁業 くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	漁場の位置 南宇和郡愛南町久良地先 漁場の区域 アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町久良瀬ノ浜護の標識 B 南宇和郡愛南町久良中天標識 C 南宇和郡愛南町久良天崎鼻灯台下の大岩標識 点 A Cから241度750メートルの点 イ Cから南宇和郡愛南町武者泊笠ハズシ鼻北端見通し590メートルの点 ウ Bから南宇和郡愛南町樽見鼻見通し170メートルの点 エ Bから南宇和郡愛南町野地北端見通し380メートルの点 オ Bから南宇和郡愛南町武者泊笠ハズシ鼻北端見通し620メートルの点 カ Aから南宇和郡愛南町当木島西端見通し810メートルの点	(1) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。 (2) 当該漁業種に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、生け簀の総面積が1,927平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。形状: 円形、規格: 直径50メートル、台数: 2台	令和6年4月1日	令和6年4月1日 ~ 令和11年3月11日	キョクヨーマリン愛媛株式会社	〒798-4353 愛媛県南宇和郡愛南町久良392番地2	令和6年4月1日 漁業種一斉切替	
25	愛媛県	宇区第245号	久良漁業協同組合	798-4353	南宇和郡愛南町久良1200-2	第1種区画漁業 くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	漁場の位置 南宇和郡愛南町久良地先 漁場の区域 アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町久良天崎鼻灯台下の大岩標識 点 A から南宇和郡愛南町黒登見通し560メートルの点 イ Aから南宇和郡愛南町烏帽子釜見通し240メートルの点 ウ Aから南宇和郡愛南町武者泊笠ハズシ鼻北端見通し590メートルの点 エ Aから241度750メートルの点	(1) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。 (2) 当該漁業種に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなければならない。	令和6年4月1日	令和6年4月1日 ~ 令和11年3月11日	個人	-	令和6年4月1日 漁業種一斉切替	
26	愛媛県	宇区第249号	久良漁業協同組合	798-4353	南宇和郡愛南町久良1200-2	第1種区画漁業 くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	漁場の位置 南宇和郡愛南町久良地先 漁場の区域 アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町久良土鼻標識 点 A から75度250メートルの点 イ Aから75度120メートルの点 ウ Aから南宇和郡愛南町黒崎鼻南端見通し450メートルの点 エ Aから127度560メートルの点	(1) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。 (2) 当該漁業種に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、生け簀の総面積が400平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。形状: 正方形、規格: 10メートル×10メートル、台数: 4台	令和6年4月1日	令和6年4月1日 ~ 令和11年3月11日	キョクヨーマリン愛媛株式会社	〒798-4353 愛媛県南宇和郡愛南町久良392番地2	令和6年4月1日 漁業種一斉切替	
27	愛媛県	宇区第99号	愛媛県漁業協同組合(うわうみ支所)	790-0002	松山市二番町四丁目6番地2	第1種区画漁業 くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	漁場の位置 宇和島市戸島地先 漁場の区域 アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市戸島の標識 B 宇和島市島中の島清波堤南西端 点 A から332度210メートルの点 イ Bから105度490メートルの点 ウ Bから106度709メートルの点 エ Aから40度163メートルの点	(1) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。 (2) 当該漁業種に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなければならない。	令和6年4月1日	令和6年4月1日 ~ 令和11年3月11日	個人 個人 個人	- - -	令和6年4月1日 漁業種一斉切替	
28	高知県	区第3301号	高知県漁業協同組合	780-0870	高知県高知市本町一丁目6番21号	第1種区画漁業 くろまぐろ小割式養殖業	1月1日 ~ 12月31日	漁場の位置 香南市夜須町手結山沖 漁場の区域 点の位置 基点甲 安芸郡芸西村上黒崎島漁場基点 点 A から磁針方位192度の線上甲から3,034メートルの点 イ 甲から磁針方位194度48分の線上甲から3,033メートルの点 ウ 甲から磁針方位194度39分の線上甲から2,830メートルの点 エ 甲から磁針方位191度40分の線上甲から2,836メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域	1 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。 2 養殖用の種苗は、人工種苗でなければならない。	令和5年9月1日	令和5年9月1日 ~ 令和10年8月31日	-	-	令和5年9月1日 漁業種一斉切替	
29	高知県	区第3302号	すくも湾漁業協同組合	788-0261	高知県宿毛市小浜紫町田ノ浦1337番地2	第1種区画漁業 くろまぐろ小割式養殖業	1月1日 ~ 12月31日	漁場の位置 幡多郡大月町柏島赤むろ崎前地先 漁場の区域 点の位置 基点甲 幡多郡大月町柏島漁場基点第184号 基点乙 幡多郡大月町柏島港口灯台 点 A 甲から乙を見通した線から右に5度23分の線上甲から459メートルの点 イ 甲から乙を見通した線から右に20度24分の線上甲から539メートルの点 ウ 甲から乙を見通した線から右に64度10分の線上甲から604メートルの点 エ 甲から乙を見通した線から右に87度30分の線上甲から406メートルの点 オ 甲から乙を見通した線から左に75度51分の線上甲から307メートルの点 カ 甲から乙を見通した線から右に112度30分の線上甲から238メートルの点 キ 甲から乙を見通した線から左に12度24分の線上甲から253メートルの点 アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキアを結ぶ7直線により囲まれた区域	1 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。 2 漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、次に掲げる規模を超えてはならない。ただし、生け簀(す)の総面積が40,460平方メートルを超えない範囲内で、生け簀(す)の形状、規格又は台数を変更することができる。 ア 直径が30メートルの円形で2台 イ 直径が50メートルの円形で3台 ウ 辺の長さが16メートルの正六角形で2台 エ 辺の長さが24メートルの正八角形で5台 オ 辺の長さが24.5メートル及び51.5メートルの長八角形で4台	令和5年9月1日	令和5年9月1日 ~ 令和10年8月31日	有限会社日本鮭養殖	〒104-0055 東京都中央区豊海町4番5号 豊海振興ビル	令和5年9月1日 漁業種一斉切替	

くろまぐる養殖場及びくろまぐる養殖業者一覧(公表用)

令和8年2月時点

整理番号	府県	免許番号	漁業権者の名称及び住所				漁業種類及び名称	漁業時期	漁場の位置及び区域	制限又は条件	免許日	存続期間	くろまぐる養殖業者		
			名称			住所							名称	住所	備考
			名称	千番号	住所										
30	高知県	区第3.303号	すくも湾漁業協同組合	788-0261	高知県宿毛市小浜紫町田ノ浦1337番地2	第1種区画漁業くろまぐる小割り式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 幡多郡大月町一切くさ地先(2) 漁場の区域 点の位置 基点甲 幡多郡大月町一切新網代区画基点 基点乙 幡多郡大月町一切漁港防波堤突端県漁場基点第246号 ア 甲から乙を見通した線から左に93度41分の線と乙から甲を見通した線から右に52度19分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に63度55分の線と乙から甲を見通した線から右に69度3分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から左に58度50分の線と乙から甲を見通した線から右に58度44分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から左に102度55分の線と乙から甲を見通した線から右に39度34分の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域	1 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。 2 養殖用の種苗は、人工種苗でなければならない。	令和5年9月1日	令和5年9月1日	～ 令和10年8月31日	—	—	令和5年9月1日 漁業権一斉切替え
31	高知県	区第3.304号	すくも湾漁業協同組合	788-0261	高知県宿毛市小浜紫町田ノ浦1337番地2	第1種区画漁業くろまぐる小割り式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 幡多郡大月町安満地峰の築浜地先 漁場の区域 点の位置 基点甲 幡多郡大月町安満地鳥帽子区画基点 ア 甲から磁針方位294度23分の線上甲から321メートルの点 イ 甲から磁針方位339度18分の線上甲から493メートルの点 ウ 甲から磁針方位68度51分の線上甲から581メートルの点 エ 甲から磁針方位105度48分の線上甲から442メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域	1 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。 2 漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、次に掲げる規模を超えてはならない。ただし、生け簀(す)の総面積が32,847平方メートルを超えない範囲内で、生け簀(す)の形状、規格又は台数を変更することができる。 ア 直径が18メートルの円形で1台 イ 直径が40メートルの円形で4台 ウ 直径が50メートルの円形で1台 エ 直径が60メートルの円形で5台 オ 辺の長さが13メートルの正方形で4台 カ 辺の長さが60メートルの正方形で3台	令和5年9月1日	令和5年9月1日	～ 令和10年8月31日	キョクヨーマリンファーム株式会社 道水中谷水産株式会社	〒788-0034 高知県宿毛市大深浦2198-4 〒788-0352 高知県幡多郡大月町大字橋浦字権ノ浦山475番12	令和5年9月1日 漁業権一斉切替え
32	高知県	区第3.305号	すくも湾漁業協同組合	788-0261	高知県宿毛市小浜紫町田ノ浦1337番地2	第1種区画漁業くろまぐる小割り式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 幡多郡大月町安満地越戸地先 漁場の区域 点の位置 基点甲 幡多郡大月町安満地棒橋島漁場基点 基点乙 幡多郡大月町安満地磯の浜むら盛島漁場基点 基点丙 幡多郡大月町安満地平盛島漁場基点 ア 甲から乙を見通した線から右に120度4分の線と乙から甲を見通した線から左に20度1分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から右に28度32分の線と乙から甲を見通した線から左に100度19分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から右に13度47分の線と乙から甲を見通した線から左に118度6分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から右に6度0分の線と乙から甲を見通した線から左に25度37分の線との交点 オ 甲から乙を見通した線から右に0度18分の線と乙から甲を見通した線から左に0度27分の線との交点 カ 甲から乙を見通した線から右に165度5分の線と乙から甲を見通した線から左に2度44分の線との交点 キ 甲から丙を見通した線から右に92度3分の線と丙から甲を見通した線から左に21度12分の線との交点 ク 甲から丙を見通した線から右に68度37分の線と丙から甲を見通した線から左に26度47分の線との交点 アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク及びクアを結ぶ8直線により囲まれた区域	1 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。 2 漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、直径が60メートルの円形で3台の規模を超えてはならない。ただし、生け簀(す)の総面積が8,478平方メートルを超えない範囲内で、生け簀(す)の形状、規格又は台数を変更することができる。	令和5年9月1日	令和5年9月1日	～ 令和10年8月31日	キョクヨーマリンファーム株式会社	〒788-0034 高知県宿毛市大深浦2198-4	令和5年9月1日 漁業権一斉切替え
33	高知県	区第3.306号	橋浦漁業協同組合	788-0352	高知県幡多郡大月町橋浦263番地	第1種区画漁業くろまぐる小割り式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 幡多郡大月町橋浦立寄り地先 漁場の区域 点の位置 基点甲 幡多郡大月町橋浦双ツ窪岡小型定置漁場基点 基点乙 幡多郡大月町橋浦ゆるぎ窪小型定置漁場基点 ア 甲から乙を見通した線から左に141度21分の線と乙から甲を見通した線から右に26度4分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に112度57分の線と乙から甲を見通した線から右に55度10分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から左に53度32分の線と乙から甲を見通した線から右に113度31分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から左に20度1分の線と乙から甲を見通した線から右に148度5分の線との交点 アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク及びクアを結ぶ4直線により囲まれた区域	1 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。 2 漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、次に掲げる規模を超えてはならない。ただし、生け簀(す)の総面積が71,357平方メートルを超えない範囲内で、生け簀(す)の形状、規格又は台数を変更することができる。 ア 直径が30メートルの円形で21台 イ 直径が60メートルの円形で20台 3 養殖用の種苗は、別の区画漁業権漁場から当該漁場に移送させた種苗を除き、天然種苗を括弧内ではならない。	令和5年9月1日	令和5年9月1日	～ 令和10年8月31日	道水中谷水産株式会社 サンライズファーム株式会社	〒788-0352 高知県幡多郡大月町大字橋浦字権ノ浦山475番12 〒788-0352 高知県幡多郡大月町橋浦459番17	令和5年9月1日 漁業権一斉切替え
34	高知県	区第3.307号	橋浦漁業協同組合	788-0352	高知県幡多郡大月町橋浦263番地	第1種区画漁業くろまぐる小割り式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 幡多郡大月町橋浦弦場鼻沖 漁場の区域 点の位置 基点甲 幡多郡大月町橋浦クエノ鼻区画基点 基点乙 幡多郡大月町橋浦沖浦沖弦場鼻漁場基点第230号 ア 甲から乙を見通した線から左に20度42分の線と乙から甲を見通した線から右に79度59分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に33度39分の線と乙から甲を見通した線から右に104度38分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から左に27度34分の線と乙から甲を見通した線から右に99度28分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から左に34度27分の線と乙から甲を見通した線から右に84度43分の線との交点 オ 甲から乙を見通した線から左に22度28分の線と乙から甲を見通した線から右に56度6分の線との交点 カ 甲から乙を見通した線から左に38度22分の線と乙から甲を見通した線から右に44度5分の線との交点 アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアを結ぶ6直線により囲まれた区域	1 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。 2 漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、直径が30メートルの円形で20台の規模を超えてはならない。ただし、生け簀(す)の総面積が14,130平方メートルを超えない範囲内で、生け簀(す)の形状、規格又は台数を変更することができる。	令和5年9月1日	令和5年9月1日	～ 令和10年8月31日	サンライズファーム株式会社	〒788-0352 高知県幡多郡大月町橋浦459番17	令和5年9月1日 漁業権一斉切替え

くろまぐろ養殖場及びくろまぐろ養殖業者一覧(公表用)

令和8年2月時点

整理番号	府県	免許番号	漁業権者の名称及び住所			漁業種類及び名称	漁業時期	漁場の位置及び区域	制限又は条件	免許日	存続期間	くろまぐろ養殖業者			
			名称									住所	備考		
			名称	〒番号	住所										
35	佐賀県	松区第351号	佐賀玄海漁業協同組合	847-0823	佐賀県唐津市海岸津7182番地233	第1種区画漁業くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 唐津市鎮西町名履屋地先 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 32分 23秒東経 129度 52分 16秒 点イ：北緯 33度 32分 21秒東経 129度 52分 14秒 点ウ：北緯 33度 32分 27秒東経 129度 52分 04秒 点エ：北緯 33度 32分 29秒東経 129度 52分 05秒	令和5年9月1日	令和5年9月1日	～	令和10年8月31日	株式会社マルハニチロAQUA	〒891-1401 鹿児島市鳳神町2587番地43	令和5年9月1日漁業権一斉切替え
36	長崎県	南区第1300号	野母崎三和漁業協同組合	851-0506	長崎県長崎市臨岬町3628番地81	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	長崎県長崎市牧崎町高島地先 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、トの各点を順次に結んで囲まれた区域 1 長崎市牧崎町高島宿田中テトラ北端線(北緯32度39分31秒、東経129度47分46秒) 2 向市町高島中島北端線(北緯32度39分22秒、東経129度47分53秒) 3 向市町高島下島南端線(北緯32度39分19秒、東経129度47分54秒) イ 19から38度30分10メートルのところ(北緯32度39分34秒、東経129度47分49秒) ロ 1から38度440メートルのところ(北緯32度39分42秒、東経129度47分55秒) ハ 2から30度30分52メートルのところ(北緯32度39分38秒、東経129度48分39秒) ニ 2から30度30分53メートルのところ(北緯32度39分41秒、東経129度48分59秒) ホ 3から42度770メートルのところ(北緯32度39分37秒、東経129度48分14秒) ヘ 3から4度255メートルのところ(北緯32度39分32秒、東経129度48分39秒) ト 2から24度30分125メートルのところ(北緯32度39分27秒、東経129度47分56秒) チ 2から27度39分330メートルのところ(北緯32度39分30秒、東経129度47分57秒)	令和5年9月1日	令和5年9月1日	～	令和10年8月31日	株式会社カヤキ	長崎県長崎市晴海台町13-15	令和5年9月1日漁業権一斉切替え
37	長崎県	北区第1300号	佐世保市相浦漁業協同組合	859-0918	長崎県佐世保市相浦町2731番地16	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	長崎県佐世保市鹿島町東空平地先 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホの各点を順次に結んで囲まれた区域 1 佐世保市鹿島町東空平地端線(北緯33度59分7秒、東経129度2分18秒) 2 向市町東空平地港大石端線(北緯33度59分7秒、東経129度2分27秒) イ 19から40メートルのところ(北緯33度59分59秒、東経129度2分18秒) ロ 19から4度160メートルのところ(北緯33度59分3秒、東経129度2分16秒) ハ 2から4度210メートルのところ(北緯33度59分2秒、東経129度2分27秒) ニ 2から0度50メートルのところ(北緯33度59分59秒、東経129度2分27秒)	令和5年9月1日	令和5年9月1日	～	令和10年8月31日	個人	-	令和5年9月1日漁業権一斉切替え
38	長崎県	北区第1303号	新松浦漁業協同組合	859-4301	長崎県松浦市鹿島町阿翁浦免637番地	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	長崎県松浦市鹿島町阿翁浦免637番地先 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘの各点を順次に結んで囲まれた区域 1 松浦市鹿島町阿翁浦免大石端線(北緯33度23分10秒、東経129度41分9秒) イ 12から27度320メートルのところ(北緯33度23分19秒、東経129度41分14秒) ロ 1から17度30分600メートルのところ(北緯33度23分28秒、東経129度41分15秒) ハ 10から61度800メートルのところ(北緯33度23分22秒、東経129度41分38秒) ニ 1から152度660メートルのところ(北緯33度22分51秒、東経129度41分20秒) ホ 1から181度300メートルのところ(北緯33度22分34秒、東経129度41分9秒) ヘ 1から44度420メートルのところ(北緯33度23分20秒、東経129度41分20秒)	令和5年9月1日	令和5年9月1日	～	令和10年8月31日	松浦共同陸上魚類	長崎県松浦市調川町下止851-44	令和5年9月1日漁業権一斉切替え
39	長崎県	北区第1304号	新松浦漁業協同組合	859-4301	長崎県松浦市鹿島町阿翁浦免637番地	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	長崎県松浦市鹿島町阿翁浦免637番地先 次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次に結んで囲まれた区域 1 松浦市鹿島町阿翁浦免南社島屋中央前海岸線(北緯33度24分28秒、東経129度41分17秒) 2 向市町阿翁浦免南社島屋線(北緯33度24分25秒、東経129度40分58秒) イ 1から142度90メートルのところ(北緯33度24分23秒、東経129度41分19秒) ロ 1から153度300メートルのところ(北緯33度24分17秒、東経129度41分22秒) ハ 2から165度300度400メートルのところ(北緯33度24分10秒、東経129度41分29秒) ニ 2から171度30分280メートルのところ(北緯33度24分16秒、東経129度40分59秒)	令和5年9月1日	令和5年9月1日	～	令和10年8月31日	有限会社辻川水産	長崎県松浦市鹿島町青島免1015	令和5年9月1日漁業権一斉切替え
40	長崎県	北区第1305号	新松浦漁業協同組合	859-4301	長崎県松浦市鹿島町阿翁浦免637番地	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	長崎県松浦市鹿島町阿翁浦免637番地先 次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次に結んで囲まれた区域 1 松浦市鹿島町阿翁浦免南社島屋線(北緯33度24分28秒、東経129度41分38秒) 2 向市町阿翁浦免南社島屋線(北緯33度24分25秒、東経129度41分36秒) イ 1から160度50メートルのところ(北緯33度24分27秒、東経129度41分39秒) ロ 1から177度40分280メートルのところ(北緯33度24分20秒、東経129度41分32秒) ハ 2から300度300メートルのところ(北緯33度24分20秒、東経129度41分32秒) ニ 2から245度100メートルのところ(北緯33度24分28秒、東経129度41分33秒)	令和5年9月1日	令和5年9月1日	～	令和10年8月31日	有限会社辻川水産	長崎県松浦市鹿島町青島免1015	令和5年9月1日漁業権一斉切替え

くろまぐろ養殖場及びびくろまぐろ養殖業者一覧(公表用)

令和8年2月時点

整理番号	府県	免許番号	くろまぐろ養殖場				漁業種類及び名称	漁業時期	漁場の位置及び区域	制限又は条件	免許日	存続期間	くろまぐろ養殖業者																																		
			漁業者の名称及び住所			名称							住所	備考																																	
			名称	番番号	住所																																										
41	長崎県	北区第1306号	新松浦漁業協同組合	859-4301	長崎県松浦市鹿島町阿翁浦免637番地	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	長崎県松浦市鹿島町青島免園/島地先 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、予の各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 松浦市鹿島町青島免園/島地先 (北緯33度25分11秒、東経129度42分40秒) イ 1から180度120メートルのところ (北緯33度25分7秒、東経129度42分40秒) ロ 1から180度300メートルのところ (北緯33度24分58秒、東経129度42分40秒) ハ 1から180度300メートルのところ (北緯33度24分58秒、東経129度42分32秒) ニ 1から200度820メートルのところ (北緯33度24分52秒、東経129度42分32秒) ホ 1から14度30分700メートルのところ (北緯33度24分52秒、東経129度42分26秒) ヘ 1から181度30分400メートルのところ (北緯33度25分13秒、東経129度42分26秒) ト 1から180度250メートルのところ (北緯33度25分13秒、東経129度42分31秒) チ 1から243度30分270メートルのところ (北緯33度25分7秒、東経129度42分31秒)	1. 漁業者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業種に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生質は、直径20メートルの円形生質8台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生質の総面積が2,512平方メートルを超えない範囲内で、生質の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業種に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、477尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んではいない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生質によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。 5. イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、トの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	令和5年9月1日	令和5年9月1日	～ 令和10年8月31日	有限会社辻川水産	長崎県松浦市鹿島町青島免1015	令和5年9月1日漁業種一斉切替																																
																42	長崎県	北区第1307号	新松浦漁業協同組合	859-4301	長崎県松浦市鹿島町阿翁浦免637番地	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	長崎県松浦市鹿島町青島免島地先 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 松浦市鹿島町青島免/内環礁 (北緯33度25分42秒、東経129度44分17秒) 2 阿市町中島小島南環礁 (北緯33度26分21秒、東経129度44分30秒) 3 阿市町青島免北環礁 (北緯33度26分23秒、東経129度44分48秒) イ 1から332度400メートルのところ (北緯33度26分23秒、東経129度43分51秒) ロ 1から332度100メートルのところ (北緯33度26分36秒、東経129度43分43秒) ハ 2から327度960メートルのところ (北緯33度26分48秒、東経129度44分10秒) ニ 2から327度840メートルのところ (北緯33度26分44秒、東経129度44分13秒) ホ 3から332度700メートルのところ (北緯33度26分54秒、東経129度44分35秒) ヘ 3から332度860メートルのところ (北緯33度26分45秒、東経129度44分41秒)	1. 漁業者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。2. 天然種苗と人工種苗を生質によって明確に区別し、登録章・旗印などをもって識別できるようにしなければならない。3. 当該漁業種に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生質は、天然種苗分については直径40メートルの円形生質46台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生質の総面積が7,776平方メートルを超えない範囲内で、生質の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。4. 当該漁業種に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、14,288尾を超えてはならない。 5. イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	令和5年9月1日	令和5年9月1日	～ 令和10年8月31日	双日ツナファーム鹿島株式会社	長崎県松浦市鹿島町阿翁浦免824番地1	令和5年9月1日漁業種一斉切替																
																																43	長崎県	北区第1308号	新松浦漁業協同組合	859-4301	長崎県松浦市鹿島町阿翁浦免637番地	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	長崎県松浦市鹿島町阿翁浦免/島地先 次のイ、ロ、2の各点を順次結んで各直線と最南端海岸線によって囲まれた区域 1 松浦市鹿島町阿翁浦免大島南環礁 (北緯33度27分39秒、東経129度44分38秒) 2 阿市町阿翁浦免大島南環礁 (北緯33度27分11秒、東経129度44分38秒) イ 1から169度200メートルのところ (北緯33度27分29秒、東経129度44分38秒) ロ 2から169度200メートルのところ (北緯33度27分39秒、東経129度44分40秒)	1. 漁業者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。2. 当該漁業種に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生質は、直径40メートルの円形生質2台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生質の総面積が2,512平方メートルを超えない範囲内で、生質の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。3. 当該漁業種に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、免許番号の異なる別の区画漁業種漁場から当該区画漁業種漁場に移動させた種苗を除き、天然種苗を活込んではいない。4. 人工種苗を活込んではいない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生質によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。 5. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	令和5年9月1日	令和5年9月1日	～ 令和10年8月31日	双日ツナファーム鹿島株式会社	長崎県松浦市鹿島町阿翁浦免824番地1	令和5年9月1日漁業種一斉切替
45	長崎県	北区第1310号	中野漁業協同組合	859-5132	長崎県平戸市川内町1029番地3	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	長崎県平戸市吉江町ヶ浦島地先 次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 平戸市吉江町大瀬海岸線A (北緯33度22分28秒、東経129度31分11秒) 2 阿市町大瀬海岸線 (北緯33度22分30秒、東経129度31分17秒) イ 1から183度200メートルのところ (北緯33度22分27秒、東経129度31分10秒) ロ 2から141度30分20メートルのところ (北緯33度22分29秒、東経129度31分18秒) ハ 2から141度30分100メートルのところ (北緯33度22分27秒、東経129度31分20秒) ニ 1から183度250メートルのところ (北緯33度22分22秒、東経129度31分17秒)	1. 漁業者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業種に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生質は、直径20メートルの円形生質8台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生質の総面積が2,512平方メートルを超えない範囲内で、生質の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業種に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年あたりの天然種苗の活込尾数は、690尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んではいない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生質によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。 5. ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	令和5年9月1日	令和5年9月1日	～ 令和10年8月31日	株式会社長崎ファーム	東京都江東区塩浜2-2-13	令和5年9月1日漁業種一斉切替																																
46	長崎県	北区第1311号	宇久小値貫漁業協同組合	857-4701	長崎県北松浦郡小値貫町笛吹郷2789番地の4	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	長崎県北松浦郡小値貫町前坊橋地先 次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 北松浦郡小値貫町前坊橋環礁 (北緯33度12分37秒、東経129度5分28秒) 2 阿市町阿翁浦免北環礁 (北緯33度12分27秒、東経129度5分7秒) イ 1から174度100メートルのところ (北緯33度12分24秒、東経129度5分24秒) ロ 1から174度800メートルのところ (北緯33度12分18秒、東経129度5分28秒) ハ 2から165度150メートルのところ (北緯33度12分23秒、東経129度5分9秒) ニ 2から174度120メートルのところ (北緯33度12分29秒、東経129度5分12秒)	1. 漁業者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業種に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生質は、10メートル×10メートルの方形生質3台、一辺10メートルの正六角形の生質6台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生質の総面積が1,860平方メートルを超えない範囲内で、生質の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業種に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年あたりの天然種苗の活込尾数は、355尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んではいない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生質によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。	令和5年9月1日	令和5年9月1日	～ 令和10年8月31日	薩摩丸株式会社	長崎県北松浦郡小値貫町笛吹郷2789番地40	令和5年9月1日漁業種一斉切替																																

くろまぐろ養殖場及びくろまぐろ養殖業者一覧(公表用)

令和8年2月時点

整理番号	府県	免許番号	くろまぐろ養殖場						くろまぐろ養殖業者					
			漁業権者の名称及び住所			漁業種類及び名称	漁業時期	漁場の位置及び区域	制限又は条件	免許日	存続期間	名称	住所	備考
			名称	〒番号	住所									
47	長崎県	北区第1312号	郷ノ浦町漁業協同組合	811-5135	長崎県杵岐市郷ノ浦町郷ノ浦405番地6	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	長崎県杵岐市郷ノ浦町長浦高帽子崎地先 次のイ、ロ、ハ、の各点を順次結んで各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 杵岐市郷ノ浦町長浦高帽子崎東岸堤構 (北緯33度44分17秒、東経129度39分27秒) 2 同市向町郷ノ浦港九州郵船フェリー旧倉庫南端 (北緯33度44分32秒、東経129度41分11秒) 3 同市向町郷ノ浦港七五製糖 (北緯33度44分42秒、東経129度39分28秒) 4 同市向町郷ノ浦港高帽子崎堤構 (北緯33度44分36秒、東経129度39分28秒) イ 12を結ぶ直線上から270メートルのところ (北緯33度44分18秒、東経129度39分27秒) ロ 3から90度30分550メートルのところ (北緯33度44分39秒、東経129度39分47秒) ハ 30から90度30分50メートルのところ (北緯33度44分41秒、東経129度39分28秒)	令和5年9月1日	令和5年9月1日	～ 令和10年8月31日	株式会社ニッスイまぐろ	長崎県佐世保市鹿町町長串403番地31	令和5年9月1日漁業権一斉切替
48	長崎県	北区第1301号	佐世保市相浦漁業協同組合	858-0918	長崎県佐世保市相浦町2731番地16	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	長崎県佐世保市黒島町葛ノハ地先 次のイ、ロ、ハ、の各点を順次結んで各直線によって囲まれた区域 1 佐世保市黒島町車ノ浜大石構 (北緯33度8分28秒、東経129度30分54秒) 2 同市向町車ノ浜大石構 (北緯33度8分43秒、東経129度31分21秒) イ 1から30度40分440メートルのところ (北緯33度8分59秒、東経129度30分48秒) ロ 1から30度88メートルのところ (北緯33度8分48秒、東経129度30分40秒) ハ 3から30度440メートルのところ (北緯33度8分58秒、東経129度31分29秒) ニ 30から30度180メートルのところ (北緯33度8分48秒、東経129度31分18秒)	令和5年9月1日	令和5年9月1日	～ 令和10年8月31日	株式会社ニッスイまぐろ	長崎県佐世保市鹿町町長串403番地31	令和5年9月1日漁業権一斉切替
49	長崎県	北区第1302号	佐世保市相浦漁業協同組合	858-0918	長崎県佐世保市相浦町2731番地16	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	長崎県佐世保市黒島町葛ノハ地先 次のイ、ロ、ハ、の各点を順次結んで各直線によって囲まれた区域 1 佐世保市黒島町車ノ浜大石構 (北緯33度8分28秒、東経129度30分50秒) 2 同市向町車ノ浜大石構 (北緯33度8分28秒、東経129度30分54秒) イ 1から30度70メートルのところ (北緯33度8分28秒、東経129度30分48秒) ロ 1から30度470メートルのところ (北緯33度8分38秒、東経129度30分41秒) ハ 2から30度55メートルのところ (北緯33度8分40秒、東経129度30分44秒) ニ 2から30度160メートルのところ (北緯33度8分28秒、東経129度30分52秒)	令和5年9月1日	令和5年9月1日	～ 令和10年8月31日	株式会社ニッスイまぐろ	長崎県佐世保市鹿町町長串403番地31	令和5年9月1日漁業権一斉切替
50	長崎県	北区第1800号	中野漁業協同組合	859-5132	長崎県平戸市川内町1029番地3	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	長崎県平戸市江町大馬地先 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、の各点を順次結んで各直線によって囲まれた区域 1 平戸市江町東長崎北堤構 (北緯33度22分28秒、東経129度21分58秒) 2 同市向町反ヶ浦堤構 (北緯33度22分29秒、東経129度31分58秒) 3 同市向町大船堤構 (北緯33度22分27秒、東経129度31分58秒) 4 同市向町大船堤構 (北緯33度22分28秒、東経129度31分11秒) イ 1から90度130メートルのところ (北緯33度22分29秒、東経129度21分10秒) ロ 2から90度140メートルのところ (北緯33度22分29秒、東経129度31分10秒) ハ 20から90度80メートルのところ (北緯33度22分29秒、東経129度31分7秒) ニ 40から93度20メートルのところ (北緯33度22分27秒、東経129度31分10秒) ホ 4から135度250メートルのところ (北緯33度22分22秒、東経129度31分17秒) ヘ 1から90度280メートルのところ (北緯33度22分29秒、東経129度31分17秒)	令和6年9月1日	令和6年9月1日	～ 令和10年8月31日	株式会社長崎ファーム	東京都江東区塩浜2-2-13	令和6年9月1日付免許
51	長崎県	五区第1303号	若松町中央漁業協同組合	853-2301	長崎県南松浦郡新上五島町若松郷136番地34	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	長崎県南松浦郡新上五島町若松郷地先 次の1と7を結んだ直線、2、3、4の各点を順次結んだ各直線、5と6を結んだ直線、及び1から、4から、5から、6からに至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町若松郷南西堤構 (北緯32度54分24秒、東経129度2分18秒) 2 同郡向町郷南松浦堤構 (北緯32度54分24秒、東経129度2分20秒) 3 同郡向町郷南松浦堤構 (北緯32度54分27秒、東経129度2分28秒) 4 同郡向町郷南松浦堤構 (北緯32度54分25秒、東経129度2分28秒) 5 同郡向町郷南松浦堤構 (北緯32度54分12秒、東経129度2分24秒) 6 同郡向町郷南松浦堤構 (北緯32度54分12秒、東経129度2分24秒) 7 同郡向町郷南松浦堤構 (北緯32度54分14秒、東経129度2分20秒)	令和5年9月1日	令和5年9月1日	～ 令和10年8月31日	株式会社松口水産	長崎県南松浦郡新上五島町若松郷40	令和5年9月1日漁業権一斉切替
52	長崎県	五区第1304号	若松町中央漁業協同組合	853-2301	長崎県南松浦郡新上五島町若松郷136番地34	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	長崎県南松浦郡新上五島町若松郷地先 次のイ、ロ、ハ、の各点を順次結んで各直線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町若松郷上中島東岸堤構 (北緯32度53分16秒、東経129度2分38秒) 2 同郡向町郷上中島東岸堤構 (北緯32度53分14秒、東経129度2分40秒) イ 1から46度20メートルのところ (北緯32度53分16秒、東経129度2分38秒) ロ 12から46度180メートルのところ (北緯32度53分20秒、東経129度2分42秒) ハ 20から42度180メートルのところ (北緯32度53分17秒、東経129度2分46秒) ニ 2から100度85メートルのところ (北緯32度53分18秒、東経129度2分43秒)	令和5年9月1日	令和5年9月1日	～ 令和10年8月31日	—	—	令和5年9月1日漁業権一斉切替

くろまぐろ養殖場及びびくろまぐろ養殖業者一覧(公表用)

令和8年2月時点

整理番号	府県	免許番号	漁業者の名称及び住所			漁業種類及び名称	漁業時期	漁場の位置及び区域	制限又は条件	免許日	存続期間	くろまぐろ養殖業者																																															
			名称									住所	名称	住所	備考																																												
			名称	〒番号	住所																																																						
59	長崎県	五区第1315号	奈留町漁業協同組合	853-2201	長崎県五島市奈留町浦1839番地7	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	長崎県五島市奈留町大車浦地先 次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 五島市奈留町大車浦中ノハマ甲申島北側標識(北緯32度51分31秒,東経128度55分28秒) 2 南方向大車浦中ノハマ甲申島南側標識(北緯32度51分25秒,東経128度55分28秒) 3 南方向船渠西側町区本木堤北側標識(北緯32度51分32秒,東経128度55分38秒) 4 南方向船渠東大五郎堤上島南側標識(北緯32度51分44秒,東経128度55分45秒) イ 12を結ぶ直線上17から80メートルのところ(北緯32度51分32秒,東経128度55分28秒) ロ 2を結ぶ直線上27から100メートルのところ(北緯32度51分26秒,東経128度55分28秒) ハ 2と3を結ぶ直線上17から215メートルのところ(北緯32度51分27秒,東経128度55分34秒) ニ 1と4を結ぶ直線上17から215メートルのところ(北緯32度51分35秒,東経128度55分30秒)	令和5年9月1日	令和5年9月1日	～令和10年8月31日	有限会社日本鮭養殖	東京都中央区豊海地区4番5号	令和5年9月1日漁業権一斉切替																																													
															60	長崎県	五区第1316号	奈留町漁業協同組合	853-2201	長崎県五島市奈留町浦1839番地7	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	長崎県五島市奈留町高島地先 次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 五島市奈留町高島北東端(北緯32度52分30秒,東経128度54分40秒) イ 12から18度80メートルのところ(北緯32度52分21秒,東経128度54分47秒) ロ 12から18度480メートルのところ(北緯32度52分26秒,東経128度54分56秒) ハ 12から18度440メートルのところ(北緯32度52分41秒,東経128度54分41秒) ニ 1から335度30分480メートルのところ(北緯32度52分34秒,東経128度54分32秒)	令和5年9月1日	令和5年9月1日	～令和10年8月31日	有限会社日本鮭養殖	東京都中央区豊海地区4番5号	令和5年9月1日漁業権一斉切替																														
																														61	長崎県	五区第1317号	五島ふくえ漁業協同組合	853-0007	長崎県五島市福江町1190番地9	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	長崎県五島市奈留町久崎南岸地先 次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んで各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 五島市奈留町久崎南岸標識(北緯32度46分33秒,東経128度59分38秒) 2 南方向奈留町久崎防波堤東端標識(北緯32度46分16秒,東経128度59分19秒) イ 17から247度455メートルのところ(北緯32度46分27秒,東経128度59分52秒) ロ 2から247度365メートルのところ(北緯32度46分11秒,東経128度59分38秒)	令和5年9月1日	令和5年9月1日	～令和10年8月31日	株式会社ニッスイまぐろ	長崎県佐世保市鹿町町長串403番地31	令和5年9月1日漁業権一斉切替															
																																													62	長崎県	五区第1318号	五島ふくえ漁業協同組合	853-0007	長崎県五島市福江町1190番地9	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	長崎県五島市奈留町天沼地先 次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 五島市奈留町天沼防波堤東端標識(北緯32度44分33秒,東経128度50分58秒) 2 南方向天沼沖防波堤東端標識(北緯32度44分32秒,東経128度50分48秒) 3 南方向長浜親岸標識(東防波堤付根から北方向1400メートルのところ) イ 12から128度400メートルのところ(北緯32度44分31秒,東経128度50分34秒) ロ 12から128度400メートルのところ(北緯32度44分24秒,東経128度51分11秒) ハ 32から156度880メートルのところ(北緯32度44分59秒,東経128度50分47秒) ニ 3から156度210メートルのところ(北緯32度44分26秒,東経128度50分37秒) ホ 22から東防波堤付根への直線100メートルのところ(北緯32度44分30秒,東経128度50分41秒)	令和5年9月1日	令和5年9月1日	～令和10年8月31日	有限会社日本鮭養殖	東京都中央区豊海地区4番5号	令和5年9月1日漁業権一斉切替
64	長崎県	五区第1320号	五島ふくえ漁業協同組合	853-0007	長崎県五島市福江町1190番地9	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	長崎県五島市奈留町天沼地先 次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 五島市奈留町天沼防波堤北端標識(北緯32度45分57秒,東経128度50分58秒) 2 南方向天沼防波堤入口島標識(北緯32度44分57秒,東経128度50分14秒) イ 12から52度455メートルのところ(北緯32度45分10秒,東経128度50分15秒) ロ 22から52度455メートルのところ(北緯32度45分59秒,東経128度50分21秒)	令和5年9月1日	令和5年9月1日	～令和10年8月31日	株式会社ニッスイまぐろ	長崎県佐世保市鹿町町長串403番地31	令和5年9月1日漁業権一斉切替																																													
															65	長崎県	五区第1322号	五島漁業協同組合	853-0007	長崎県五島市福江町1190番地9	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	長崎県五島市玉之浦町荒川白石崎地先 次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 五島市玉之浦町荒川鎮南島南側標識(北緯32度39分26秒,東経128度39分17秒) 2 南方向荒川白石崎北端標識(北緯32度39分34秒,東経128度39分21秒) 3 南方向玉之浦小島南側標識(北緯32度39分49秒,東経128度39分29秒) イ 12を結ぶ直線上17から400メートルのところ(北緯32度39分38秒,東経128度39分10秒) ロ 2から350度300メートルのところ(北緯32度39分50秒,東経128度39分28秒)	令和5年9月1日	令和5年9月1日	～令和10年8月31日	道水谷水産株式会社	高知県幡豆郡大月町橋浦字権ノ浦山1475-12	令和5年9月1日漁業権一斉切替																														

くろまぐろ養殖場及びくろまぐろ養殖業者一覧(公表用)

令和8年2月時点

整理番号	府県	免許番号	くろまぐろ養殖場						くろまぐろ養殖業者					
			漁業権者の名称及び住所			漁業種類及び名称	漁業時期	漁場の位置及び区域	制限又は条件	免許日	存続期間	名称	住所	備考
			名称	〒番号	住所									
66	長崎県	五区第1323号	五島漁業協同組合	853-0007	長崎県五島市福江町1190番地9	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	長崎県五島市玉之浦町荒川河原浦地先 次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 五島市玉之浦町荒川長早線一帯島岸線 (北緯32度39分15秒、東経128度39分14秒) 2 同市同町荒川内河原浦の最北直線 (北緯32度39分44秒、東経128度39分56秒) 3 同市同町荒川山ノ浦崎の最北直線 (北緯32度38分57秒、東経128度38分27秒) イ 1と3を結ぶ直線上から250メートルのところ (北緯32度39分8秒、東経128度39分18秒) ロ 3から303度254メートルのところ (北緯32度39分1秒、東経128度39分19秒) ハ 1と2を結ぶ直線上から673メートルのところ (北緯32度39分4秒、東経128度39分38秒) ニ 2から28度454メートルのところ (北緯32度39分7秒、東経128度39分38秒)	令和5年9月1日	令和5年9月1日	～令和10年8月31日	株式会社ツナドリム五島	長崎県五島市玉之浦町荒川字白泊901番地1	令和5年9月1日漁業権一斉切替え
67	長崎県	五区第1324号	五島漁業協同組合	853-0007	長崎県五島市福江町1190番地9	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	長崎県五島市玉之浦町荒川山の浦地先 次の二、イ、ロ、三の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 五島市玉之浦町荒川山崎島岸線 (北緯32度39分21秒、東経128度39分59秒) 2 同市同町荒川山ノ浦崎下島岸線 (北緯32度39分8秒、東経128度39分56秒) 3 同市同町荒川山ノ浦崎の最北直線 (北緯32度39分15秒、東経128度39分39秒) 同市同町荒川山ノ浦崎の最北直線 (北緯32度39分44秒、東経128度39分49秒) イ 1から138度240メートルのところ (北緯32度39分15秒、東経128度39分11秒) ロ 3と4を結ぶ直線上から400メートルのところ (北緯32度39分28秒、東経128度39分45秒)	令和5年9月1日	令和5年9月1日	～令和10年8月31日	道水中谷水産株式会社	高知県幡多郡大月町穂浦字権ノ浦山475-12	令和5年9月1日漁業権一斉切替え
68	長崎県	五区第1325号	五島漁業協同組合	853-0007	長崎県五島市福江町1190番地9	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	長崎県五島市玉之浦町玉之浦山浦地先 次のイ、イ、ロ、ニの各点を順次結んだ各直線と1から2に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 五島市玉之浦町玉之浦山浦崎中島岸線 (北緯32度39分11秒、東経128度39分38秒) 2 同市同町玉之浦山浦北口北線 (北緯32度39分33秒、東経128度39分48秒) イ 1から258度29分290メートルのところ (北緯32度39分8秒、東経128度39分27秒) ロ 2から268度400メートルのところ (北緯32度39分51秒、東経128度39分28秒)	令和5年9月1日	令和5年9月1日	～令和10年8月31日	有限会社新海養魚	長崎県五島市玉之浦町荒川129番地23	令和5年9月1日漁業権一斉切替え
69	長崎県	五区第1326号	五島漁業協同組合	853-0007	長崎県五島市福江町1190番地9	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	長崎県五島市玉之浦町玉之浦山浦南浦地先 次のイ、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と1から2に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 五島市玉之浦町玉之浦山浦崎北西岸線 (北緯32度38分38秒、東経128度38分37秒) 2 同市同町玉之浦山浦崎北東岸線 (北緯32度38分34秒、東経128度38分32秒) 3 同市同町玉之浦山浦二合島岸線 (北緯32度38分42秒、東経128度39分40秒) イ 1から335度400メートルのところ (北緯32度38分51秒、東経128度38分28秒) ロ 2と3を結ぶ直線上から294メートルのところ (北緯32度38分40秒、東経128度38分57秒)	令和5年9月1日	令和5年9月1日	～令和10年8月31日	株式会社ツナドリム五島	長崎県五島市玉之浦町荒川字白泊901番地1	令和5年9月1日漁業権一斉切替え
70	長崎県	五区第1327号	五島漁業協同組合	853-0007	長崎県五島市福江町1190番地9	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	長崎県五島市玉之浦町玉之浦山島岸線が浦地先 次のイ、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 五島市玉之浦町玉之浦山島岸線が浦南岸線A (北緯32度40分48秒、東経128度39分39秒) 2 同市同町玉之浦山島岸線が浦南岸線B (北緯32度39分51秒、東経128度39分28秒) イ 1から44度454メートルのところ (北緯32度40分14秒、東経128度39分28秒) ロ 2から28度30分102メートルのところ (北緯32度40分36秒、東経128度39分32秒)	令和5年9月1日	令和5年9月1日	～令和10年8月31日	株式会社ツナドリム五島	長崎県五島市玉之浦町荒川字白泊901番地1	令和5年9月1日漁業権一斉切替え
71	長崎県	五区第1300号	上五島町漁業協同組合	857-4404	長崎県南松浦郡新上五島町青方郷2273番地	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	長崎県南松浦郡新上五島町飯ノ瀬戸崎ノゾカ浦地先 次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町飯ノ瀬戸崎青木浦西岸線(松ヶ枝岬塔から北方海岸沿い150メートルのところ) (北緯32度56分28秒、東経129度0分28秒) 2 同郡同町飯ノ瀬戸崎青木浦東岸線 (北緯32度56分13秒、東経129度0分30秒) 3 同郡同町飯ノ瀬戸崎青木浦西岸線 (北緯32度56分27秒、東経129度0分35秒) 4 同郡同町飯ノ瀬戸崎青木浦東岸線 (北緯32度56分20秒、東経129度0分38秒) イ 1と2を結ぶ直線上から80メートルのところ (北緯32度56分27秒、東経129度0分30秒) ロ 1と3を結ぶ直線上から295メートルのところ (北緯32度56分22秒、東経129度0分27秒) ハ 3と4を結ぶ直線上から355メートルのところ (北緯32度56分30秒、東経129度0分35秒) ニ 3と4を結ぶ直線上から120メートルのところ (北緯32度56分35秒、東経129度0分38秒)	令和5年9月1日	令和5年9月1日	～令和10年8月31日	株式会社宝生水産	長崎県南松浦郡新上五島町郡新835番地5	令和5年9月1日漁業権一斉切替え

くろまぐろ養殖場及びびくろまぐろ養殖業者一覧(公表用)

令和8年2月時点

整理番号	府県	免許番号	くろまぐろ養殖場						くろまぐろ養殖業者					
			漁業者の名称及び住所			漁業種類及び名称	漁業時期	漁場の位置及び区域	制限又は条件	免許日	存続期間	名称	住所	備考
			名称	〒番号	住所									
72	長崎県	五区第1307号	若松町中央漁業協同組合	853-2301	長崎県南松浦郡新上五島町若松郷136番地34	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	長崎県南松浦郡新上五島町若松郷深浦地先 次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町若松郷深浦松浦海岸線 (北緯32度52分20秒、東経129度2分27秒) 2 南松浦郡南松浦深浦海岸線 (北緯32度52分20秒、東経129度2分27秒) イ 1から177度50メートルのところ (北緯32度52分19秒、東経129度2分32秒) ロ 2から177度50メートルのところ (北緯32度52分18秒、東経129度2分27秒) ハ 2から174度150メートルのところ (北緯32度52分15秒、東経129度2分28秒) ニ 1から159度140メートルのところ (北緯32度52分16秒、東経129度2分38秒)	令和5年9月1日	令和5年9月1日	～ 令和10年8月31日	有限会社吉秀水産	長崎県南松浦郡新上五島町桐古里郷528-2	令和5年9月1日漁業権一斉切替
73	長崎県	五区第1302号	若松町中央漁業協同組合	853-2301	長崎県南松浦郡新上五島町若松郷136番地34	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	長崎県南松浦郡新上五島町若松郷深浦地先 次の二、イ、ロ、ハの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町若松郷深浦海岸線 (北緯32度54分30秒、東経129度2分19秒) 2 南松浦郡南松浦深浦海岸線 (北緯32度54分24秒、東経129度2分48秒) イ 1から40度155メートルのところ (北緯32度54分43秒、東経129度2分38秒) ロ 2から40度155メートルのところ (北緯32度54分29秒、東経129度2分53秒) ハ 2から40度50メートルのところ (北緯32度54分25秒、東経129度2分49秒)	令和5年9月1日	令和5年9月1日	～ 令和10年8月31日	株式会社横口水産	長崎県南松浦郡新上五島町若松郷40	令和5年9月1日漁業権一斉切替
74	長崎県	五区第1321号	五島くふえ漁業協同組合	853-0007	長崎県五島市福江町1190番地9	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	長崎県五島市福江町志太地先 次のイ、イ、ロ、ハ、3の各点を順次結んでイに至る各直線と最高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 五島市志太町川原野海岸防波堤線 (北緯32度45分20秒、東経129度49分59秒) 2 南松浦郡志太町海岸防波堤線 (北緯32度45分17秒、東経129度49分50秒) 3 南松浦郡志太町海岸線 (北緯32度45分11秒、東経129度49分46秒) イ 1から180度150メートルのところ (北緯32度45分15秒、東経129度49分59秒) ロ 2から180度30メートルのところ (北緯32度45分14秒、東経129度49分50秒) ハ 2から180度190メートルのところ (北緯32度45分11秒、東経129度49分50秒)	令和5年9月1日	令和5年9月1日	～ 令和10年8月31日	株式会社ニッスイまぐろ	長崎県佐世保市鹿町町長串403番地31	令和5年9月1日漁業権一斉切替
75	長崎県	五区第1311号	若松町中央漁業協同組合	853-2301	長崎県南松浦郡新上五島町若松郷136番地34	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	長崎県南松浦郡新上五島町若松郷大平地先 次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町若松郷大平海岸線 (北緯32度55分34秒、東経129度59分56秒) 2 南松浦郡南松浦大平海岸線 (北緯32度55分28秒、東経129度59分50秒) イ 1から60度455メートルのところ (北緯32度55分34秒、東経129度59分50秒) ロ 1から60度180メートルのところ (北緯32度55分34秒、東経129度0分3秒) ハ 2から105度180メートルのところ (北緯32度55分25秒、東経129度0分3秒) ニ 2から118度100メートルのところ (北緯32度55分25秒、東経129度0分3秒)	令和5年9月1日	令和5年9月1日	～ 令和10年8月31日	有限会社吉秀水産	長崎県南松浦郡新上五島町桐古里郷528-2	令和5年9月1日漁業権一斉切替
76	長崎県	五区第1301号	若松町中央漁業協同組合	853-2301	長崎県南松浦郡新上五島町若松郷136番地34	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	長崎県南松浦郡新上五島町若松郷小島西地先 次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町若松郷小島西海岸線 (北緯32度55分49秒、東経129度2分22秒) 2 南松浦郡南松浦小島西海岸線 (北緯32度54分57秒、東経129度2分33秒) イ 1から295度210メートルのところ (北緯32度55分7秒、東経129度2分28秒) ロ 1から295度450メートルのところ (北緯32度55分11秒、東経129度2分28秒) ハ 2から285度440メートルのところ (北緯32度55分49秒、東経129度2分19秒) ニ 2から285度200メートルのところ (北緯32度54分58秒、東経129度2分28秒)	令和5年9月1日	令和5年9月1日	～ 令和10年8月31日	株式会社宝生水産	長崎県南松浦郡新上五島町若松郷835-5	令和5年9月1日漁業権一斉切替
77	長崎県	五区第1310号	若松町中央漁業協同組合	853-2301	長崎県南松浦郡新上五島町若松郷136番地34	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	長崎県南松浦郡新上五島町若松郷小島西地先 次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町若松郷小島西海岸線 (北緯32度55分20秒、東経129度0分23秒) 2 南松浦郡南松浦大平海岸線 (北緯32度55分19秒、東経129度0分48秒) イ 1から30度255メートルのところ (北緯32度55分27秒、東経129度0分19秒) ロ 1から30度420メートルのところ (北緯32度55分32秒、東経129度0分18秒) ハ 2から30度300メートルのところ (北緯32度55分27秒、東経129度0分8秒) ニ 2から30度140メートルのところ (北緯32度55分23秒、東経129度0分11秒)	令和5年9月1日	令和5年9月1日	～ 令和10年8月31日	株式会社ニッスイまぐろ	長崎県佐世保市鹿町町長串403番地31	令和5年9月1日漁業権一斉切替

くろまぐろ養殖場及びびくろまぐろ養殖業者一覧(公表用)

令和8年2月時点

整理番号	府県	免許番号	漁業権者の名称及び住所			漁業種類及び名称	漁業時期	漁場の位置及び区域	制限又は条件	免許日	存続期間	くろまぐろ養殖業者			
			名称									住所	名称	住所	備考
			名称	番号	住所										
78	長崎県	対区第1300号	豊玉町漁業協同組合	817-1213	長崎県対馬市豊玉町千尋藻355番地9	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	長崎県対馬市豊玉町南洲島地先 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町南洲島地先 (北緯34度21分54秒、東経129度15分21秒) 2 向市町南洲島下海岸線 (北緯34度21分54秒、東経129度15分21秒) 3 向市町南洲島下海岸線の本岸線 (北緯34度21分10秒、東経129度15分24秒) イ 1から270メートルのところ (北緯34度21分54秒、東経129度15分48秒) ロ 2から157度27メートルのところ (北緯34度21分54秒、東経129度15分25秒) ハ 2から157度90メートルのところ (北緯34度21分54秒、東経129度15分22秒) ニ 3から157度100メートルのところ (北緯34度21分54秒、東経129度15分25秒) ホ 3から157度82メートルのところ (北緯34度21分54秒、東経129度15分25秒) ヘ 1から300度220メートルのところ (北緯34度21分12秒、東経129度15分44秒)	1. 免許権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としなことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、直径40メートルの円形生簀3台、直径30メートルの円形生簀6台、直径20メートルの円形生簀70台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が10,208平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、3,547尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んではいない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。	令和5年9月1日	令和5年9月1日	～ 令和10年8月31日	有限会社道丸水産	長崎県対馬市豊玉町雄城560-2	令和5年9月1日漁業権一斉切替
79	長崎県	対区第1301号	豊玉町漁業協同組合	817-1213	長崎県対馬市豊玉町千尋藻355番地9	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	長崎県対馬市豊玉町南洲島地先 次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町南洲島元島神社下島線 (北緯34度21分54秒、東経129度15分14秒) 2 向市町南洲島元島神社下島線 (北緯34度21分54秒、東経129度15分11秒) 3 向市町南洲島元島神社下島線 (北緯34度21分45秒、東経129度14分42秒) 4 向市町南洲島元島神社下島線 (北緯34度21分28秒、東経129度15分48秒) イ 1と2を結ぶ直線上から220メートルのところ (北緯34度21分54秒、東経129度15分10秒) ロ 1と2を結ぶ直線上から220メートルのところ (北緯34度21分42秒、東経129度15分58秒) ハ 1から265度240メートルのところ (北緯34度21分40秒、東経129度15分58秒) ニ 1から265度240メートルのところ (北緯34度21分38秒、東経129度15分48秒)	1. 免許権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としなことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、直径20メートルの円形生簀1台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が314平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、免許番号の異なる別の区画漁業権漁場から当該区画漁業権漁場に移動させた種苗を除き、天然種苗を活き込んではいない。 4. 人工種苗を活込んではいない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。 5. ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	令和5年9月1日	令和5年9月1日	～ 令和10年8月31日	株式会社対馬海洋牧場	長崎県対馬市美津島町久須保711-8	令和5年9月1日漁業権一斉切替
80	長崎県	対区第1302号	豊玉町漁業協同組合	817-1213	長崎県対馬市豊玉町千尋藻355番地9	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	長崎県対馬市豊玉町南洲島地先 次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町南洲島元島神社下島線 (北緯34度21分54秒、東経129度15分14秒) 2 向市町南洲島元島神社下島線 (北緯34度21分54秒、東経129度15分11秒) イ 1と2を結ぶ直線上から220メートルのところ (北緯34度21分42秒、東経129度15分58秒) ロ 1と2を結ぶ直線上から220メートルのところ (北緯34度21分40秒、東経129度15分58秒) ハ 1から265度240メートルのところ (北緯34度21分40秒、東経129度15分58秒) ニ 1から265度240メートルのところ (北緯34度21分38秒、東経129度15分48秒)	1. 免許権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としなことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、直径20メートルの円形生簀1台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が314平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、免許番号の異なる別の区画漁業権漁場から当該区画漁業権漁場に移動させた種苗を除き、天然種苗を活き込んではいない。 4. 人工種苗を活込んではいない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。	令和5年9月1日	令和5年9月1日	～ 令和10年8月31日	株式会社対馬海洋牧場	長崎県対馬市美津島町久須保711-8	令和5年9月1日漁業権一斉切替
81	長崎県	対区第1303号	豊玉町漁業協同組合	817-1213	長崎県対馬市豊玉町千尋藻355番地9	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	長崎県対馬市豊玉町南洲島地先 次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線とからイに至る最長海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町南洲島元島神社下島線 (北緯34度21分54秒、東経129度15分14秒) 2 向市町南洲島元島神社下島線 (北緯34度21分54秒、東経129度15分11秒) イ 1と2を結ぶ直線上から220メートルのところ (北緯34度21分42秒、東経129度15分58秒) ロ 1と2を結ぶ直線上から220メートルのところ (北緯34度21分40秒、東経129度15分58秒) ハ 1から265度240メートルのところ (北緯34度21分40秒、東経129度15分58秒) ニ 1から265度240メートルのところ (北緯34度21分38秒、東経129度15分48秒)	1. 免許権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としなことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、直径30メートルの円形生簀7台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が4,949平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、免許番号の異なる別の区画漁業権漁場から当該区画漁業権漁場に移動させた種苗を除き、天然種苗を活き込んではいない。 4. 人工種苗を活込んではいない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。 5. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	令和5年9月1日	令和5年9月1日	～ 令和10年8月31日	株式会社対馬海洋牧場	長崎県対馬市美津島町久須保711-8	令和5年9月1日漁業権一斉切替
82	長崎県	対区第1304号	美津島町漁業協同組合	817-0324	長崎県対馬市美津島町久須保711番地10	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	長崎県対馬市美津島町南洲島地先 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、3の各点を順次結んでイに至る最長海岸線と島嶼海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町南洲島地先 (北緯34度19分48秒、東経129度22分48秒) 2 向市町南洲島地先 (北緯34度19分48秒、東経129度22分47秒) 3 向市町南洲島地先 (北緯34度19分48秒、東経129度22分48秒) 4 向市町南洲島地先 (北緯34度19分38秒、東経129度22分37秒) イ 1から180度50メートルのところ (北緯34度19分47秒、東経129度22分48秒) ロ 1から122度90メートルのところ (北緯34度19分47秒、東経129度22分52秒) ハ 1から182度290メートルのところ (北緯34度19分41秒、東経129度22分52秒) ニ 1から180度250メートルのところ (北緯34度19分40秒、東経129度22分48秒) ホ 2から180度180メートルのところ (北緯34度19分42秒、東経129度22分47秒) ヘ 1から231度190メートルのところ (北緯34度19分44秒、東経129度22分48秒) ト 2と4を結ぶ直線上から180メートルのところ (北緯34度19分48秒、東経129度22分44秒)	1. 免許権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としなことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、直径20メートルの円形生簀10台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が3,140平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、1,608尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んではいない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。 5. ロ、ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	令和5年9月1日	令和5年9月1日	～ 令和10年8月31日	個人	-	令和5年9月1日漁業権一斉切替
83	長崎県	対区第1305号	美津島町漁業協同組合	817-0324	長崎県対馬市美津島町久須保711番地10	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	長崎県対馬市美津島町南洲島地先 次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町南洲島地先 (北緯34度19分44秒、東経129度22分18秒) 2 向市町南洲島地先 (北緯34度19分40秒、東経129度22分12秒) イ 1から270度270メートルのところ (北緯34度19分44秒、東経129度22分57秒) ロ 1から270度380メートルのところ (北緯34度19分44秒、東経129度22分52秒) ハ 2から270度240メートルのところ (北緯34度19分40秒、東経129度22分38秒) ニ 2から270度130メートルのところ (北緯34度19分40秒、東経129度22分57秒)	1. 免許権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としなことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、直径20メートルの円形生簀3台、直径15メートルの円形生簀3台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が1,473平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、755尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んではいない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。	令和5年9月1日	令和5年9月1日	～ 令和10年8月31日	個人	-	令和5年9月1日漁業権一斉切替

くろまぐろ養殖場及びくろまぐろ養殖業者一覧(公表用)

令和8年2月時点

整理番号	府県	免許番号	くろまぐろ養殖場				漁業種類及び名称	漁業時期	漁場の位置及び区域	制限又は条件	免許日	存続期間	くろまぐろ養殖業者																																					
			漁業者の名称及び住所			名称							住所	備考																																				
			名称	千番号	住所																																													
84	長崎県	対区第1306号	美津島町漁業協同組合	817-0324	長崎県対馬市美津島町久須保711番地10	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	長崎県対馬市美津島町大炊元大炊地先 次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町大炊かげひら島岸線(北緯34度18分41秒、東経129度22分14秒) 2 両市同町大炊波堤線(北緯34度18分36秒、東経129度22分1秒) イ 19から102度40メートルのところ ロ 北緯34度18分41秒、東経129度22分16秒 ハ 19から102度170メートルのところ ニ 北緯34度18分40秒、東経129度22分21秒 ハ 2から85度500メートルのところ ロ 北緯34度18分34秒、東経129度22分21秒 ニ 2から95度200メートルのところ ロ 北緯34度18分35秒、東経129度22分59秒	1. 免許権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗とし、これを養殖する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、直径20メートルの円形生簀7台、10メートル×10メートルの方形生簀2台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が2,398平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、1,007尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んではいない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。 5. ロ、ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	令和5年9月1日	令和5年9月1日	～	令和10年8月31日	株式会社 幸心	長崎県対馬市美津島町大炊140番地ト	令和5年9月1日漁業権一斉切替																																		
																	85	長崎県	対区第1307号	美津島町漁業協同組合	817-0324	長崎県対馬市美津島町久須保711番地10	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	長崎県対馬市美津島町大船越ぼんぼんな浦地先 次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線と最高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町大船越ぼんぼんな島岸線(北緯34度17分29秒、東経129度20分58秒) 2 両市同町大船越ぼんぼんな浦岸線(北緯34度17分34秒、東経129度20分55秒) 3 両市同町大船越ぼんぼんな浦北島岸線(北緯34度17分37秒、東経129度20分54秒) 4 両市同町大船越ぼんぼんな浦南島岸線(北緯34度17分34秒、東経129度20分54秒) イ 19から83度60メートルのところ ロ 北緯34度17分29秒、東経129度21分1秒 ロ 3と6を結ぶ直線より3から150メートルのところ ロ 北緯34度17分36秒、東経129度20分59秒	1. 免許権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗とし、これを養殖する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、直径20メートルの円形生簀5台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が1,570平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、2,000尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んではいない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。 5. ロ、ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	令和5年9月1日	令和5年9月1日	～	令和10年8月31日	株式会社 大浦産	長崎県対馬市美津島町大船越686番地	令和5年9月1日漁業権一斉切替																	
																																		86	長崎県	対区第1308号	美津島町漁業協同組合	817-0324	長崎県対馬市美津島町久須保711番地10	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	長崎県対馬市美津島町尾崎ハナシリ地先 次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町尾崎クワハシ橋架線(北緯34度18分49秒、東経129度19分24秒) 2 両市同町尾崎ハナシリ橋岸線(北緯34度18分50秒、東経129度19分21秒) イ 19から82度15メートルのところ ロ 北緯34度18分49秒、東経129度19分25秒 ロ 19から102度50メートルのところ ロ 北緯34度18分49秒、東経129度19分40秒 ハ 2から105度200メートルのところ ロ 北緯34度17分51秒、東経129度19分28秒 ニ 2から105度160メートルのところ ロ 北緯34度17分51秒、東経129度19分25秒	1. 免許権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗とし、これを養殖する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、直径30メートルの円形生簀26台、12メートル×12メートルの方形生簀2台、10メートル×10メートルの方形生簀1台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が18,766平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、6,000尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んではいない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。 5. ロ、ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	令和5年9月1日	令和5年9月1日	～	令和10年8月31日	東洋冷蔵フード&ロジスティクス株式会社	静岡県静岡市清水区島崎町161番地13	令和5年9月1日漁業権一斉切替
88	長崎県	対区第1310号	美津島町漁業協同組合	817-0324	長崎県対馬市美津島町久須保711番地10	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	長崎県対馬市美津島町尾崎港防波堤地先 次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町尾崎尾崎港東岸線(北緯34度18分44秒、東経129度19分32秒) 2 両市同町尾崎尾崎港西岸線(北緯34度18分28秒、東経129度19分35秒) イ 19から102度70メートルのところ ロ 北緯34度18分47秒、東経129度19分43秒 ロ 2から107度400メートルのところ ロ 北緯34度18分28秒、東経129度19分37秒 ハ 2から107度520メートルのところ ロ 北緯34度18分23秒、東経129度19分54秒 ニ 2から97度200メートルのところ ロ 北緯34度18分27秒、東経129度19分49秒 ロ 19から102度500メートルのところ ロ 北緯34度18分53秒、東経129度19分39秒	1. 免許権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗とし、これを養殖する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、直径40メートルの円形生簀3台、直径30メートルの円形生簀4台、直径25メートルの円形生簀1台、直径20メートルの円形生簀148台、直径15メートルの円形生簀7台、15メートル×15メートルの方形生簀3台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が55,473平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、27,570尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んではいない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。 5. ハ、ニ、ホの点に夜間標識灯を設置しなければならない。	令和5年9月1日	令和5年9月1日	～	令和10年8月31日	株式会社 西山水産	長崎県対馬市美津島町尾崎517番地2	令和5年9月1日漁業権一斉切替																																		
														株式会社 藤崎水産	長崎県対馬市美津島町尾崎437番地1																																			
														株式会社 海生	長崎県対馬市美津島町尾崎343番地10																																			
														株式会社 ナカオ	長崎県対馬市美津島町尾崎135番地																																			
														株式会社 藤水産	長崎県対馬市美津島町尾崎321番地5																																			
														財部水産株式会社	長崎県対馬市美津島町尾崎149番地																																			
株式会社 多良水産	長崎県対馬市美津島町尾崎33番地																																																	
株式会社ニッスイまぐろ	長崎県佐世保市鹿町町長串403番地31																																																	

くろまぐろ養殖場及びくろまぐろ養殖業者一覧(公表用)

令和8年2月時点

整理番号	府県	免許番号	漁業者の名称及び住所			漁業種類及び名称	漁業時期	漁場の位置及び区域	制限又は条件	免許日	存続期間	くろまぐろ養殖業者		
			名称	番番号	住所							名称	住所	備考
89	長崎県	対区第1311号	美津島町西海漁業協同組合	817-0511	長崎県対馬市美津島町竹敷4番地220	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	長崎県対馬市美津島町竹敷島地先 次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町竹敷島西端大岩標線(北緯34度18分58秒,東経129度17分55秒) 2 向市町竹敷島西岸標線D(鳥島灯台から南西方海岸沿いに55メートルのところ)(北緯34度19分34秒,東経129度17分59秒) イ 1から328度200メートルのところ(北緯34度18分59秒,東経129度17分54秒) ロ 1から328度19分34秒,東経129度17分50秒) ニ 2から389度30分22メートルのところ(北緯34度19分59秒,東経129度17分59秒) ハ 2から389度30分45メートルのところ(北緯34度19分49秒,東経129度18分39秒)	令和5年9月1日	令和5年9月1日	～令和10年8月31日	株式会社 日高水産	長崎県対馬市美津島町登ヶ浦122	令和5年9月1日漁業権一斉切替
90	長崎県	対区第1315号	美津島町西海漁業協同組合	817-0511	長崎県対馬市美津島町竹敷4番地220	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	長崎県対馬市美津島町山アカハ地先 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、トの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町山崎島鳥のり北側標線A(北緯34度18分49秒,東経129度19分12秒) 2 向市町山崎島鳥のり北側標線B(北緯34度18分12秒,東経129度19分20秒) イ 1から328度43メートルのところ(北緯34度18分59秒,東経129度19分11秒) ロ 1から328度306メートルのところ(北緯34度18分18秒,東経129度19分59秒) ハ 2から338度258メートルのところ(北緯34度18分20秒,東経129度19分15秒) ニ 2から338度230メートルのところ(北緯34度18分19秒,東経129度19分16秒) ホ 2から185度60メートルのところ(北緯34度18分19秒,東経129度19分20秒) ヘ 2から34度120メートルのところ(北緯34度18分13秒,東経129度19分22秒) ト 2から338度10メートルのところ(北緯34度18分13秒,東経129度19分19秒)	令和5年9月1日	令和5年9月1日	～令和10年8月31日	株式会社 黒岩水産	長崎県対馬市美津島町竹敷301	令和5年9月1日漁業権一斉切替
91	長崎県	対区第1313号	美津島町西海漁業協同組合	817-0511	長崎県対馬市美津島町竹敷4番地220	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	長崎県対馬市美津島町山平野浦地先 次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町山平野標線A(北緯34度18分45秒,東経129度19分33秒) 2 向市町山平野標線B(北緯34度18分42秒,東経129度19分13秒) イ 1から233度125メートルのところ(北緯34度18分42秒,東経129度18分59秒) ロ 1から233度265メートルのところ(北緯34度18分39秒,東経129度18分56秒) ハ 2から233度490メートルのところ(北緯34度18分20秒,東経129度19分09秒) ニ 2から223度80メートルのところ(北緯34度18分40秒,東経129度19分11秒)	令和5年9月1日	令和5年9月1日	～令和10年8月31日	株式会社 西倉水産	長崎県対馬市美津島町竹敷212-13	令和5年9月1日漁業権一斉切替
92	長崎県	対区第1316号	美津島町西海漁業協同組合	817-0511	長崎県対馬市美津島町竹敷4番地220	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	長崎県対馬市美津島町竹敷コリゴシ地先 次のイ、イ、ニ、の各点を順次結んでイに至る各直線および1から3、2から5に至る最高高潮海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町竹敷港至北西標線(北緯34度17分56秒,東経129度18分55秒) 2 向市町竹敷港西岸東標線(北緯34度17分59秒,東経129度19分1秒) 3 向市町竹敷コリゴシ一本線標線(北緯34度17分53秒,東経129度19分29秒) 4 向市町竹敷島山崎島鳥のり北側標線(北緯34度18分29秒,東経129度19分18秒) 5 向市町竹敷港西岸北西標線(北緯34度18分1秒,東経129度18分57秒) 6 向市町竹敷島山崎島鳥のり北側標線A(北緯34度18分59秒,東経129度19分54秒) イ 1から255度30メートルのところ(北緯34度17分56秒,東経129度18分54秒) ロ 2から389度306メートルのところ(北緯34度17分50秒,東経129度19分29秒) ハ 3から389度306メートルのところ(北緯34度17分57秒,東経129度19分10秒) ニ 5から275度70メートルのところ(北緯34度18分1秒,東経129度18分54秒)	令和5年9月1日	令和5年9月1日	～令和10年8月31日	株式会社 黒岩水産	長崎県対馬市美津島町竹敷301	令和5年9月1日漁業権一斉切替
93	長崎県	対区第1317号	美津島町西海漁業協同組合	817-0511	長崎県対馬市美津島町竹敷4番地220	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	長崎県対馬市美津島町竹敷小式崎地先 次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町竹敷がみ4本線標線(北緯34度18分20秒,東経129度19分28秒) 2 向市町竹敷小式崎大石標線(北緯34度18分29秒,東経129度18分28秒) イ 1から308度60メートルのところ(北緯34度18分31秒,東経129度18分37秒) ロ 1から308度125メートルのところ(北緯34度18分34秒,東経129度18分38秒) ハ 2から185度388メートルのところ(北緯34度18分41秒,東経129度18分30秒) ニ 2から185度180メートルのところ(北緯34度18分34秒,東経129度18分28秒)	令和5年9月1日	令和5年9月1日	～令和10年8月31日	マツウ水産株式会社	長崎県対馬市美津島町竹敷278	令和5年9月1日漁業権一斉切替
94	長崎県	対区第1318号	美津島町西海漁業協同組合	817-0511	長崎県対馬市美津島町竹敷4番地220	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	長崎県対馬市美津島町竹敷千島島地先 次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町竹敷深津標線A(北緯34度18分21秒,東経129度17分54秒) 2 向市町竹敷深津標線B(北緯34度18分20秒,東経129度17分54秒) イ 1から34度620メートルのところ(北緯34度18分37秒,東経129度18分79秒) ロ 1から34度553メートルのところ(北緯34度18分46秒,東経129度18分15秒) ハ 2から289度309度700メートルのところ(北緯34度18分40秒,東経129度18分79秒) ニ 2から222度380メートルのところ(北緯34度18分41秒,東経129度17分50秒)	令和5年9月1日	令和5年9月1日	～令和10年8月31日	マツウ水産株式会社	長崎県対馬市美津島町竹敷278	令和5年9月1日漁業権一斉切替

くろまぐろ養殖場及びくろまぐろ養殖業者一覧(公表用)

令和8年2月時点

整理番号	府県	免許番号	くろまぐろ養殖場				漁業の種類及び名称	漁業時期	漁場の位置及び区域	制限又は条件	免許日	存続期間	くろまぐろ養殖業者		
			漁業者の名称及び住所			名称							住所	備考	
			名称	番番号	住所										
95	長崎県	対区第1319号	美津島町西海漁業協同組合	817-0511	長崎県対馬市美津島町竹敷4番地220	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	長崎県対馬市美津島町竹敷島地先 次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町竹敷島南西岸標識A (北緯34度19分51秒,東経129度17分55秒) イ 19から200メートルのところ 北緯34度19分51秒,東経129度17分58秒 ロ 19から200メートルのところ 北緯34度19分56秒,東経129度17分53秒 ハ 20から200メートルのところ 北緯34度19分55秒,東経129度17分48秒 ニ 20から233度220メートルのところ 北緯34度19分46秒,東経129度17分51秒 ニ 20から210度30分32メートルのところ 北緯34度19分47秒,東経129度17分55秒	1. 免許権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生質は、直径25メートルの円形生質4台、直径20メートルの円形生質4台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生質の総面積が3,220平方メートルを超えない範囲内で、生質の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、1,170尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んではいない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生質によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。 5. ロ、ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	令和5年9月1日	令和5年9月1日	～ 令和10年8月31日	株式会社 日高水産	長崎県対馬市美津島町壱ヶ浦122	令和5年9月1日漁業権一斉切替
			美津島町西海漁業協同組合	817-0511	長崎県対馬市美津島町竹敷4番地220	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	長崎県対馬市美津島町壱ヶ浦次平浦地先 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘト、チの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町壱ヶ浦次平浦奥標識A (北緯34度19分14秒,東経129度17分13秒) 2 向市町町壱ヶ浦次平浦奥標識B (北緯34度19分29秒,東経129度17分59秒) 3 向市町壱ヶ浦次平浦北東端 (北緯34度19分21秒,東経129度19分53秒) イ 19から141度150メートルのところ 北緯34度19分19秒,東経129度17分11秒 ロ 30から44度180メートルのところ 北緯34度19分26秒,東経129度16分58秒 ハ 30から60度304メートルのところ 北緯34度19分23秒,東経129度16分56秒 ニ 30から97度309度180メートルのところ 北緯34度19分21秒,東経129度16分50秒 ホ 30から131度170メートルのところ 北緯34度19分18秒,東経129度16分58秒 ヘ 19から202度30300メートルのところ 北緯34度19分16秒,東経129度17分1秒 ト 20から263度346メートルのところ 北緯34度19分1秒,東経129度16分49秒 チ 20から265度111メートルのところ 北緯34度19分29秒,東経129度16分58秒	1. 免許権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生質は、直径25メートルの円形生質2台、直径20メートルの円形生質27台の規模を超えてはならない。また、免許番号の異なる別の区画漁業権漁場から当該区画漁業権漁場に移動させた種苗(以下、移送分とする。)については、直径20メートルの円形生質6台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、天然種苗分の生質の総面積が4,600平方メートル、移送分の生質の総面積が2,512平方メートルを超えない範囲内で、生質の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、4,000尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んではいない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生質によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。 5. イ、ロ、ハ、トの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	令和5年9月1日	令和5年9月1日	～ 令和10年8月31日	株式会社 栗屋水産	長崎県対馬市美津島町壱ヶ浦74	令和5年9月1日漁業権一斉切替
97	長崎県	対区第1323号	美津島町西海漁業協同組合	817-0511	長崎県対馬市美津島町竹敷4番地220	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	長崎県対馬市美津島町壱ヶ浦有標地先 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町壱ヶ浦有標標識A (北緯34度19分23秒,東経129度16分41秒) 2 向市町町壱ヶ浦有標標識B (北緯34度19分33秒,東経129度16分42秒) イ 19から161度300メートルのところ 北緯34度19分25秒,東経129度16分42秒 ロ 19から125度200メートルのところ 北緯34度19分24秒,東経129度16分47秒 ハ 19から117度310メートルのところ 北緯34度19分24秒,東経129度16分52秒 ニ 20から103度315メートルのところ 北緯34度19分30秒,東経129度16分54秒 ホ 20から103度71メートルのところ 北緯34度19分32秒,東経129度16分45秒	1. 免許権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生質は、直径25メートルの円形生質2台、直径20メートルの円形生質7台の規模を超えてはならない。また、免許番号の異なる別の区画漁業権漁場から当該区画漁業権漁場に移動させた種苗(以下、移送分とする。))については、直径20メートルの円形生質7台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、天然種苗分の生質の総面積が3,180平方メートル、移送分の生質の総面積が2,198平方メートルを超えない範囲内で、生質の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、1,500尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んではいない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生質によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。 5. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	令和5年9月1日	令和5年9月1日	～ 令和10年8月31日	株式会社 栗屋水産	長崎県対馬市美津島町壱ヶ浦122	令和5年9月1日漁業権一斉切替
			美津島町西海漁業協同組合	817-0511	長崎県対馬市美津島町竹敷4番地220	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	長崎県対馬市美津島町壱ヶ浦平浦地先 次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町壱ヶ浦平浦奥標識A (北緯34度19分21秒,東経129度16分1秒) 2 向市町町壱ヶ浦平浦奥標識B (北緯34度19分37秒,東経129度16分29秒) イ 19から130度404メートルのところ 北緯34度19分22秒,東経129度16分48秒 ロ 19から125度235メートルのところ 北緯34度19分23秒,東経129度16分11秒 ハ 20から125度235メートルのところ 北緯34度19分30秒,東経129度16分11秒 ニ 20から120度704メートルのところ 北緯34度19分37秒,東経129度16分58秒	1. 免許権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生質は、直径25メートルの円形生質1台、直径20メートルの円形生質21台、18メートル×18メートルの方形生質1台、20メートル×20メートルの方形生質1台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生質の総面積が7,809平方メートルを超えない範囲内で、生質の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、3,200尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んではいない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生質によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。 5. ハの点に夜間標識灯を設置しなければならない。	令和5年9月1日	令和5年9月1日	～ 令和10年8月31日	株式会社 栗屋水産	長崎県対馬市美津島町壱ヶ浦74	令和5年9月1日漁業権一斉切替
98	長崎県	対区第1324号	美津島町西海漁業協同組合	817-0511	長崎県対馬市美津島町竹敷4番地220	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	長崎県対馬市美津島町壱ヶ浦平浦地先 次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町壱ヶ浦平浦奥標識A (北緯34度19分21秒,東経129度16分1秒) 2 向市町町壱ヶ浦平浦奥標識B (北緯34度19分37秒,東経129度16分29秒) イ 19から130度404メートルのところ 北緯34度19分22秒,東経129度16分48秒 ロ 19から125度235メートルのところ 北緯34度19分23秒,東経129度16分11秒 ハ 20から125度235メートルのところ 北緯34度19分30秒,東経129度16分11秒 ニ 20から120度704メートルのところ 北緯34度19分37秒,東経129度16分58秒	1. 免許権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生質は、その総面積が3,000平方メートルを超えてはならない。 3. 免許番号の異なる別の区画漁業権漁場から当該区画漁業権漁場に移動させた天然種苗(移送分)を含め、天然種苗を活込んではいない。 4. ハの点に夜間標識灯を設置しなければならない。	令和5年9月1日	令和5年9月1日	～ 令和10年8月31日	株式会社 日高水産	長崎県対馬市美津島町壱ヶ浦122	令和5年9月1日漁業権一斉切替
			美津島町西海漁業協同組合	817-0511	長崎県対馬市美津島町竹敷4番地220	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	長崎県対馬市美津島町黒瀬口ザキ崎地先 次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町黒瀬口ザキ島中央標識 (北緯34度19分19秒,東経129度17分59秒) 2 向市町町黒瀬口中央標識 (北緯34度19分54秒,東経129度17分37秒) イ 19から132度404メートルのところ 北緯34度19分09秒,東経129度17分40秒 ロ 19から132度185.3メートルのところ 北緯34度19分58秒,東経129度17分46秒 ハ 20から132度167.3メートルのところ 北緯34度19分52秒,東経129度17分43秒 ニ 20から132度404メートルのところ 北緯34度19分54秒,東経129度17分38秒	1. 免許権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生質は、その総面積が3,000平方メートルを超えてはならない。 3. 免許番号の異なる別の区画漁業権漁場から当該区画漁業権漁場に移動させた天然種苗(移送分)を含め、天然種苗を活込んではいない。 4. ロの点に夜間標識灯を設置しなければならない。	令和5年9月1日	令和5年9月1日	～ 令和10年8月31日	株式会社 栗屋水産	長崎県対馬市美津島町壱ヶ浦74	令和5年9月1日漁業権一斉切替
99	長崎県	対区第1320号	美津島町西海漁業協同組合	817-0511	長崎県対馬市美津島町竹敷4番地220	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	長崎県対馬市美津島町黒瀬口ザキ崎地先 次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町黒瀬口ザキ島中央標識 (北緯34度19分19秒,東経129度17分59秒) 2 向市町町黒瀬口中央標識 (北緯34度19分54秒,東経129度17分37秒) イ 19から132度404メートルのところ 北緯34度19分09秒,東経129度17分40秒 ロ 19から132度185.3メートルのところ 北緯34度19分58秒,東経129度17分46秒 ハ 20から132度167.3メートルのところ 北緯34度19分52秒,東経129度17分43秒 ニ 20から132度404メートルのところ 北緯34度19分54秒,東経129度17分38秒	1. 免許権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生質は、その総面積が3,000平方メートルを超えてはならない。 3. 免許番号の異なる別の区画漁業権漁場から当該区画漁業権漁場に移動させた天然種苗(移送分)を含め、天然種苗を活込んではいない。 4. ロの点に夜間標識灯を設置しなければならない。	令和5年9月1日	令和5年9月1日	～ 令和10年8月31日	株式会社 栗屋水産	長崎県対馬市美津島町壱ヶ浦74	令和5年9月1日漁業権一斉切替
			美津島町西海漁業協同組合	817-0511	長崎県対馬市美津島町竹敷4番地220	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	長崎県対馬市美津島町黒瀬口ザキ崎地先 次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町黒瀬口ザキ島中央標識 (北緯34度19分19秒,東経129度17分59秒) 2 向市町町黒瀬口中央標識 (北緯34度19分54秒,東経129度17分37秒) イ 19から132度404メートルのところ 北緯34度19分09秒,東経129度17分40秒 ロ 19から132度185.3メートルのところ 北緯34度19分58秒,東経129度17分46秒 ハ 20から132度167.3メートルのところ 北緯34度19分52秒,東経129度17分43秒 ニ 20から132度404メートルのところ 北緯34度19分54秒,東経129度17分38秒	1. 免許権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生質は、その総面積が3,000平方メートルを超えてはならない。 3. 免許番号の異なる別の区画漁業権漁場から当該区画漁業権漁場に移動させた天然種苗(移送分)を含め、天然種苗を活込んではいない。 4. ロの点に夜間標識灯を設置しなければならない。	令和5年9月1日	令和5年9月1日	～ 令和10年8月31日	株式会社 栗屋水産	長崎県対馬市美津島町壱ヶ浦74	令和5年9月1日漁業権一斉切替
100	長崎県	対区第1321号	美津島町西海漁業協同組合	817-0511	長崎県対馬市美津島町竹敷4番地220	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	長崎県対馬市美津島町黒瀬口ザキ崎地先 次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町黒瀬口ザキ島中央標識 (北緯34度19分19秒,東経129度17分59秒) 2 向市町町黒瀬口ザキ島中央標識 (北緯34度19分54秒,東経129度17分37秒) イ 19から132度404メートルのところ 北緯34度19分09秒,東経129度17分40秒 ロ 19から132度185.3メートルのところ 北緯34度19分58秒,東経129度17分46秒 ハ 20から132度167.3メートルのところ 北緯34度19分52秒,東経129度17分43秒 ニ 20から132度404メートルのところ 北緯34度19分54秒,東経129度17分38秒	1. 免許権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生質は、その総面積が3,000平方メートルを超えてはならない。 3. 免許番号の異なる別の区画漁業権漁場から当該区画漁業権漁場に移動させた天然種苗(移送分)を含め、天然種苗を活込んではいない。 4. ロの点に夜間標識灯を設置しなければならない。	令和5年9月1日	令和5年9月1日	～ 令和10年8月31日	株式会社 栗屋水産	長崎県対馬市美津島町壱ヶ浦74	令和5年9月1日漁業権一斉切替

くろまぐる養殖場及びくろまぐる養殖業者一覧(公表用)

令和8年2月時点

整理番号	府県	免許番号	くろまぐる養殖場				漁業の種類及び名称	漁業時期	漁場の位置及び区域	制限又は条件	免許日	存続期間	くろまぐる養殖業者		
			漁業権者の名称及び住所			名称							住所	備考	
			名称	番番号	住所										
101	長崎県	対区第1326号	美津島町西海漁業協同組合	817-0511	長崎県対馬市美津島町竹敷4番地220	第1種くろまぐる小割式養殖業	1月1日～12月31日	長崎県対馬市美津島町加志大島地先 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、トの各点を順次結んでいに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町加志大島西岸線A(北緯34度17分59秒,東経129度13分51秒) 2 同市同町加志大島西岸線B(北緯34度17分59秒,東経129度13分51秒) 3 同市同町加志大島東岸線C(北緯34度17分59秒,東経129度13分51秒) 4 同市同町加志大島東岸線D(北緯34度17分59秒,東経129度13分51秒) 5 同市同町加志大島東岸線E(北緯34度17分59秒,東経129度13分51秒) イ 1から260度207.5メートルのところ ロ 1から260度207.5メートルのところ ハ 1から260度207.5メートルのところ ニ 2から260度191.5メートルのところ ホ 3から260度191.5メートルのところ ヘ 4から260度191.5メートルのところ ト 2から260度191.5メートルのところ (北緯34度18分20秒,東経129度15分59秒)	1. 免許権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐるを養殖用種苗としなことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 天然種苗と人工種苗を生質によって明確に区別し、登録章・旗・印などをもつて識別できるようにしなければならない。 3. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生質は、天然種苗分については直径20メートルの円形生質5台、直径15メートルの円形生質4台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生質の総面積が2,277平方メートルを超えない範囲内で、生質の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 4. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、1,100尾を超えてはならない。	令和5年9月1日	令和5年9月1日	～ 令和10年8月31日	個人	-	令和5年9月1日漁業権一斉切替
102	長崎県	対区第1328号	上県町漁業協同組合	817-1511	長崎県対馬市上県町鹿見字京ヶ崎13番3	第1種くろまぐる小割式養殖業	1月1日～12月31日	長崎県対馬市上県町鹿見字京ヶ崎地先 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、トの各点を順次結んでいに至る各直線と最長海岸線とによって囲まれた区域 1 対馬市上県町鹿見字京ヶ崎西岸線(北緯34度31分19秒,東経129度18分48秒) 2 同市同町鹿見字京ヶ崎東岸線(北緯34度31分19秒,東経129度18分48秒) 3 同市同町鹿見字京ヶ崎東岸線(北緯34度31分19秒,東経129度18分48秒) 4 同市同町鹿見字京ヶ崎東岸線(北緯34度31分19秒,東経129度18分48秒) イ 1から270度40メートルのところ ロ 1から270度40メートルのところ ハ 3から270度40メートルのところ ニ 4から270度40メートルのところ ホ 3から270度40メートルのところ ト 4から270度40メートルのところ (北緯34度31分19秒,東経129度18分48秒)	1. 免許権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐるを養殖用種苗としなことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生質は、直径20メートルの円形生質3台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生質の総面積が942平方メートルを超えない範囲内で、生質の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、689尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を生質として確認できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生質によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。	令和5年9月1日	令和5年9月1日	～ 令和10年8月31日	株式会社対海	長崎県対馬市上県町嵯峨1062	令和5年9月1日漁業権一斉切替
103	長崎県	対区第1314号	美津島町西海漁業協同組合	817-0511	長崎県対馬市美津島町竹敷4番地220	第1種くろまぐる小割式養殖業	1月1日～12月31日	長崎県対馬市美津島町山崎島地先 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、トの各点を順次結んでいに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町山崎島北岸線(北緯34度18分25秒,東経129度15分16秒) 2 同市同町山崎島南岸線(北緯34度18分25秒,東経129度15分16秒) イ 1から260度207.5メートルのところ ロ 1から260度207.5メートルのところ ハ 2から260度191.5メートルのところ ニ 2から260度191.5メートルのところ ホ 2から260度191.5メートルのところ ト 2から260度191.5メートルのところ (北緯34度18分20秒,東経129度15分59秒)	1. 免許権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐるを養殖用種苗としなことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生質は、直径20メートルの円形生質5台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生質の総面積が1,570平方メートルを超えない範囲内で、生質の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、免許番号の異なる別の区画漁業権漁場から当該区画漁業権漁場に移動させた種苗を除き、天然種苗を活け込んではならない。 4. 人工種苗を活込んではいない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生質によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。 5. イ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	令和5年9月1日	令和5年9月1日	～ 令和10年8月31日	株式会社 西倉水産	長崎県対馬市美津島町竹敷212-13	令和5年9月1日漁業権一斉切替
104	長崎県	対区第1312号	美津島町西海漁業協同組合	817-0511	長崎県対馬市美津島町竹敷4番地220	第1種くろまぐる小割式養殖業	1月1日～12月31日	長崎県対馬市美津島町竹敷島地先 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、トの各点を順次結んでいに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町竹敷島東岸線A(北緯34度18分59秒,東経129度18分48秒) 2 同市同町竹敷島東岸線B(北緯34度18分59秒,東経129度18分48秒) イ 1から121度70メートルのところ ロ 1から121度70メートルのところ ハ 2から121度70メートルのところ ニ 2から121度70メートルのところ ホ 2から121度70メートルのところ ト 2から121度70メートルのところ (北緯34度18分59秒,東経129度18分48秒)	1. 免許権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐるを養殖用種苗としなことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生質は、その総面積が3,150平方メートルを超えてはならない。 3. 免許番号の異なる別の区画漁業権漁場から当該区画漁業権漁場に移動させた天然種苗(移送分)を含め、天然種苗を活け込んではいない。 4. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	令和5年9月1日	令和5年9月1日	～ 令和10年8月31日	株式会社 西倉水産	長崎県対馬市美津島町竹敷212-13	令和5年9月1日漁業権一斉切替
105	長崎県	対区第1325号	美津島町西海漁業協同組合	817-0511	長崎県対馬市美津島町竹敷4番地220	第1種くろまぐる小割式養殖業	1月1日～12月31日	長崎県対馬市美津島町加志大島地先 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リの各点を順次結んでいに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町加志大島西岸線A(北緯34度17分59秒,東経129度13分51秒) 2 同市同町加志大島西岸線B(北緯34度17分59秒,東経129度13分51秒) 3 同市同町加志大島東岸線C(北緯34度17分59秒,東経129度13分51秒) 4 同市同町加志大島東岸線D(北緯34度17分59秒,東経129度13分51秒) 5 同市同町加志大島東岸線E(北緯34度17分59秒,東経129度13分51秒) イ 1から260度207.5メートルのところ ロ 1から260度207.5メートルのところ ハ 1から260度207.5メートルのところ ニ 2から260度191.5メートルのところ ホ 3から260度191.5メートルのところ ヘ 4から260度191.5メートルのところ ト 2から260度191.5メートルのところ チ 2から260度191.5メートルのところ リ 2から260度191.5メートルのところ (北緯34度18分20秒,東経129度15分59秒)	1. 免許権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐるを養殖用種苗としなことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 天然種苗と人工種苗を生質によって明確に区別し、登録章・旗・印などをもつて識別できるようにしなければならない。 3. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生質は、天然種苗分については直径20メートルの円形生質3台、直径15メートルの円形生質1台、直径10メートルの円形生質1台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生質の総面積が1,103平方メートルを超えない範囲内で、生質の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 4. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、3,495尾を超えてはならない。	令和5年9月1日	令和5年9月1日	～ 令和10年8月31日	株式会社上野水産	長崎県対馬市美津島町今里219	令和5年9月1日漁業権一斉切替
106	長崎県	対区第1327号	美津島町西海漁業協同組合	817-0511	長崎県対馬市美津島町竹敷4番地220	第1種くろまぐる小割式養殖業	1月1日～12月31日	長崎県対馬市美津島町今里島の島地先 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、トの各点を順次結んでいに至る各直線と2,3を結んだ直線及び1から2,3から4に至る各最長海岸線とによって囲まれた区域 1 対馬市美津島町今里島の島東岸線(北緯34度17分54秒,東経129度13分38秒) 2 同市同町今里島の島東岸線(北緯34度17分54秒,東経129度13分38秒) 3 同市同町今里島の島東岸線(北緯34度17分54秒,東経129度13分38秒) 4 同市同町今里島の島東岸線(北緯34度17分54秒,東経129度13分38秒) イ 1から180度70メートルのところ ロ 1から180度70メートルのところ ハ 3から180度70メートルのところ ニ 4から180度70メートルのところ ホ 3から180度70メートルのところ ト 4から180度70メートルのところ (北緯34度17分50秒,東経129度13分38秒)	1. 免許権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐるを養殖用種苗としなことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生質は、その総面積が920平方メートルを超えてはならない。 3. 免許番号の異なる別の区画漁業権漁場から当該区画漁業権漁場に移動させた天然種苗(移送分)を含め、天然種苗を活け込んではいない。	令和5年9月1日	令和5年9月1日	～ 令和10年8月31日	個人	-	令和5年9月1日漁業権一斉切替

くろまぐろ養殖場及びくろまぐろ養殖業者一覧(公表用)

令和8年2月時点

整理番号	府県	免許番号	漁業者の名称及び住所				漁業種類及び名称	漁業時期	漁場の位置及び区域	制限又は条件	免許日	存続期間	くろまぐろ養殖業者		
			名称			住所							名称	住所	備考
			名称	番号	住所										
107	長崎県	対区第1329号	上県町漁業協同組合	817-1511	長崎県対馬市上県町鹿見字京ヶ崎13番3	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	長崎県対馬市上県町穴ヶ浦村口越地先 次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んでに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市上県町穴ヶ浦村口越地先鼻標識(北緯34度32分15秒、東経129度19分29秒) 2 向町町穴ヶ浦村口越地先鼻標識(北緯34度32分49秒、東経129度19分27秒) 3 向町町鹿見字京ヶ崎13番3(北緯34度32分22秒、東経129度19分39秒) 4 向町町鹿見字京ヶ崎13番3(北緯34度32分39秒、東経129度19分41秒) イ 1と2を結ぶ直線上から50メートルのところ ロ 2と3を結ぶ直線上から50メートルのところ (北緯34度32分10秒、東経129度19分28秒)	1. 免許権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生質は、直径20メートルの円形生質3台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生質の総面積が942平方メートルを超えない範囲内で、生質の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、689尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んではいない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生質によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。	令和5年9月1日	令和5年9月1日	～ 令和10年8月31日	株式会社対海	長崎県対馬市上県町鹿見字京ヶ崎13番3	令和5年9月1日漁業権一斉切替
108	長崎県	対区第1800号	豊玉町漁業協同組合	817-1213	長崎県対馬市豊玉町千尋港355番地9	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	長崎県対馬市豊玉町小瀬水が浦地先 次の1、2、3、4の各点を順次結んで各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町小瀬水が浦下南鼻標識(北緯34度25分30秒、東経129度16分14秒) 2 向町町小瀬水が浦下南鼻標識(北緯34度25分29秒、東経129度16分11秒) 3 向町町小瀬水が浦と小瀬水が浦(北緯34度25分19秒、東経129度16分20秒) 4 向町町小瀬水が浦南鼻標識(北緯34度25分19秒、東経129度16分22秒)	1. 免許権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生質は、直径30メートルの円形生質2台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生質の総面積が1,413平方メートルを超えない範囲内で、生質の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、500尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んではいない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生質によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。	令和5年9月1日	令和5年9月1日	～ 令和10年8月31日	—	—	令和5年9月1日漁業権一斉切替
109	長崎県	五区第1800号	若松町中央漁業協同組合	853-2301	長崎県南松浦郡新上五島町若松郷136番地34	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	長崎県南松浦郡新上五島町若松郷上中島南浦地先 次の1、イ、ロ、ハの各点を順次結んでに至る各直線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町若松郷上中島南鼻標識(北緯32度53分11秒、東経129度22分39秒) 2 向町町同郷上中島南浦東鼻標識(北緯32度53分14秒、東経129度22分39秒) イ 1から78度の30分角の円弧の中心 (北緯32度53分9秒、東経129度22分44秒) ロ 2から78度の30分角の円弧の中心 (北緯32度53分10秒、東経129度22分30秒) ハ 2から78度の30分角の円弧の中心 (北緯32度53分14秒、東経129度22分39秒)	1. 漁業者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生質は、直径20メートルの円形生質4台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生質の総面積が1,256平方メートルを超えない範囲内で、生質の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年あたりの天然種苗の活込尾数は、336尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んではいない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生質によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。	令和7年9月1日	令和7年9月1日	～ 令和10年8月31日	有限会社吉秀水産	長崎県南松浦郡新上五島町桐吉里郷528-2	令和7年9月1日期中免許
110	熊本県	天区第402号	天草漁業協同組合	863-0021	熊本県天草市港町10番19号	第1種区画漁業くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 天草市新和町地先 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯32度22分4.6秒、東経130度14分52.7秒 イ 北緯32度20分18.4秒、東経130度13分38.6秒 ウ 北緯32度20分32.6秒、東経130度13分10.3秒 エ 北緯32度21分43.4秒、東経130度13分59.7秒 オ 北緯32度21分38.3秒、東経130度14分9.9秒 カ 北緯32度22分13.7秒、東経130度14分34.6秒	(1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 (2) 生け簀毎に生け簀番号を記した標識を設置しなければならない。 (3) 生け簀番号毎の飼育尾数を毎月記録し、1年分を翌年2月末日までに県に報告しなければならない。 (4) 当該漁業に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、生け簀の総面積が126.620平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 形状:長円形 規格:長径58メートル及び短径52メートル 台数:52台	令和5年9月1日	令和5年9月1日	～ 令和10年8月31日	株式会社拓洋	熊本県熊本市東区健軍1丁目35-11	令和5年9月1日漁業権一斉切替
111	熊本県	天区第403号	熊本県天草市漁船原846番地	861-6305	熊本県天草市漁船原846番地	第1種区画漁業くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 天草市熊本町白戸地先 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第215号(天草市下浦町と向町市本町との海岸における境界(船瀬鼻南端)) ア 基点1と天草市熊本町熊本漁港1号防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ60度・1.595メートルのところ イ 基点1と熊本漁港1号防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ71度・1.735メートルのところ ウ 基点1と熊本漁港1号防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ111度45分・900メートルのところ エ 基点1と熊本漁港1号防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ99度30分・85メートルのところ	(1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 (2) 生け簀毎に生け簀番号を記した標識を設置しなければならない。 (3) 生け簀番号毎の飼育尾数を毎月記録し、1年分を翌年2月末日までに県に報告しなければならない。 (4) 当該漁業に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、生け簀の総面積が19.625平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 形状:円形 規格:直径50メートル 台数:10台 (5) 当該漁業に係る区画漁業で種苗の活込みに用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなければならない。	令和5年9月1日	令和5年9月1日	～ 令和10年8月31日	株式会社拓洋	熊本県熊本市東区健軍1丁目35-11	令和5年9月1日漁業権一斉切替
112	熊本県	天区第404号	熊本県天草市漁船原846番地	861-6305	熊本県天草市漁船原846番地	第1種区画漁業くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 天草市熊本町白戸地先 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第215号(天草市下浦町と向町市本町との海岸における境界(船瀬鼻南端)) ア 基点1と天草市熊本町熊本漁港1号防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ37度・1.535メートルのところ イ 基点1と熊本漁港1号防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ50度・1.545メートルのところ ウ 基点1と熊本漁港1号防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ62度30分・620メートルのところ エ 基点1と熊本漁港1号防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ29度・595メートルのところ	(1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 (2) 生け簀毎に生け簀番号を記した標識を設置しなければならない。 (3) 生け簀番号毎の飼育尾数を毎月記録し、1年分を翌年2月末日までに県に報告しなければならない。 (4) 当該漁業に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、生け簀の総面積が15.700平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 形状:円形 規格:直径50メートル 台数:9台 (5) 当該漁業に係る区画漁業で種苗の活込みに用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなければならない。	令和5年9月1日	令和5年9月1日	～ 令和10年8月31日	株式会社拓洋	熊本県熊本市東区健軍1丁目35-11	令和5年9月1日漁業権一斉切替
113	大分県	区第2834号	大分県漁業協同組合	870-0021	大分県大分市府内町3丁目5番7号	第1種区画漁業くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 津久見市大字四浦の地先 漁場の区域 基点第373号、イ及び基点第1061号の各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線から100メートルの線とによって囲まれた区域 イ 基点第373号と津久見市大字四浦字白小島とを結んだ直線と、基点第1061号から79度の線との交点 基点第373号 津久見市大字四浦34番地の8(観音境内鼻)の標識 基点第1061号 津久見市大字四浦字黒ばえ286番地の標識	1 海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。 2 当該漁業に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、生け簀の総面積が21,600平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 形状:長方形、規格:30メートル×40メートル、台数:2台 形状:長方形、規格:40メートル×60メートル、台数:8台 3 天然種苗と人工種苗を同一の養殖生質で養殖しないこと。ただし、天然種苗と人工種苗を明確に識別できる場合はこの限りでない。	令和5年9月1日	令和5年9月1日	～ 令和10年8月31日	株式会社兵殖	大分県津久見市高洲町3824番地の71	令和5年9月1日漁業権一斉切替

くろまぐろ養殖場及びくろまぐろ養殖業者一覧(公表用)

令和8年2月時点

整理番号	府県	免許番号	くろまぐろ養殖場				漁業種類及び名称	漁業時期	漁場の位置及び区域	制限又は条件	免許日	存続期間	くろまぐろ養殖業者		
			漁業権者の名称及び住所			名称							住所	備考	
			名称	千番号	住所										
114	大分県	区第2841号	大分県漁業協同組合	870-0021	大分県大分市府内町3丁目5番7号	第1種区画漁業くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 津久見市大字四浦宇田ノ浦の地先 漁場の区域 イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 イ 基点第1205号から293度582メートルの点 ロ 基点第1205号から261度544メートルの点 ハ 基点第1205号から251度256メートルの点 ニ 基点第1205号から310度321メートルの点 基点第1205号 津久見市大字四浦宇田ノ浦西防波堤の突端	1 海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。 2 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、生け簀の総面積が9,034平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 形状：円形、規格：直径30メートル、台数：3台 形状：円形、規格：直径20メートル、台数：1台 形状：長方形、規格：80メートル×40メートル、台数：2台 形状：正方形、規格：10メートル×10メートル、台数：2台 3 当該漁業権に係る漁場の区域において天然種苗の活込みを行ってはならない。なお、「天然種苗の活込み」とは、天然から採捕したくろまぐろを、初めて区画漁業権の設定された海面の養殖の用に供する施設に投入することをいう。 4 天然種苗と人工種苗を同一の養殖生簀で養殖しないこと。ただし、天然種苗と人工種苗を明確に識別できる場合はこの限りでない。	令和5年9月1日	令和5年9月1日	～ 令和10年8月31日	有限会社豊洋水産	〒876-0854 大分県佐伯市中村南町9-7	令和5年9月1日 漁業権一斉切替
115	大分県	区3231号	大分県漁業協同組合	870-0021	大分県大分市府内町3丁目5番7号	第1種区画漁業くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 佐伯市上浦大字最勝海浦の地先 漁場の区域 イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 イ 基点第848号から164度823メートルの点 ロ 基点第848号から170度1,309メートルの点 ハ 基点第848号から211度1,492メートルの点 ニ 基点第848号から225度1,091メートルの点 基点第848号 佐伯市上浦大字最勝海浦字敷場4928番地3の標識	1 海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。 2 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、生簀の総面積が50,580平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 形状：長方形 規格：80メートル×48メートル 台数：12台 形状：長方形 規格：50メートル×30メートル 台数：3台 3 当該漁業権に係る漁場の区域において天然種苗の活込みを行ってはならない。なお、「天然種苗の活込み」とは、天然から採捕したくろまぐろを、初めて区画漁業権の設定された海面の養殖の用に供する施設に投入することをいう。 4 天然種苗と人工種苗を同一の養殖生簀で養殖してはならない。ただし、天然種苗と人工種苗を明確に識別できる場合はこの限りでない。	令和5年9月1日	令和5年9月1日	～ 令和10年8月31日	株式会社マルハニチロAQUA	〒891-1401 鹿児島県鹿児島市黒神町2587-43	令和5年9月1日 漁業権一斉切替
116	大分県	区3238号	大分県漁業協同組合	870-0021	大分県大分市府内町3丁目5番7号	第1種区画漁業くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 佐伯市上浦大字最勝海浦の地先 漁場の区域 イ、ロ、ハ、ニ、ホ及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 イ 基点第143号から98度889メートルの点 ロ 基点第143号から122度1,046メートルの点 ハ 基点第143号から146度977メートルの点 ニ 基点第143号から169度967メートルの点 ホ 基点第143号から144度307メートルの点 基点第143号 佐伯市上浦大字最勝海浦字塩ヶ浦3549番地1の地先の岩の標識(唐船鼻)	1 海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。 2 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、生け簀の総面積が64,680平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 形状：長方形 規格：77メートル×42メートル 台数：20台 3 当該漁業権に係る漁場の区域において天然種苗の活込みを行ってはならない。なお、「天然種苗の活込み」とは、天然から採捕したくろまぐろを、初めて区画漁業権の設定された海面の養殖の用に供する施設に投入することをいう。 4 天然種苗と人工種苗を同一の養殖生簀で養殖してはならない。ただし、天然種苗と人工種苗を明確に識別できる場合はこの限りでない。	令和5年9月1日	令和5年9月1日	～ 令和10年8月31日	海興水産株式会社	〒879-2603 大分県佐伯市上浦最勝海浦2997	令和5年9月1日 漁業権一斉切替 令和7年3月21日条件変更
117	大分県	区3239号	大分県漁業協同組合	870-0021	大分県大分市府内町3丁目5番7号	第1種区画漁業くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 佐伯市上浦大字最勝海浦の地先 漁場の区域 イ、ロ、ハ、ニ、ホ及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 イ 基点第143号から162度265メートルの点 ロ 基点第143号から基点第1145号見通し線上950メートルの点 ハ 基点第143号から214度1,140メートルの点 ニ 基点第143号から249度660メートルの点 基点第143号 佐伯市上浦大字最勝海浦字塩ヶ浦3549番地1の地先の岩の標識(唐船鼻) 基点第1145号 佐伯市大字荒網代浦竹ヶ島灯台	1 海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。 2 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、生け簀の総面積が56,595平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 形状：長方形、規格：38.5メートル×42メートル、台数：35台 3 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、179尾を超えてはならない。なお、「天然種苗の活込尾数」とは、天然から採捕したくろまぐろを、初めて区画漁業権の設定された海面の養殖の用に供する施設に投入した時の、当該くろまぐろの尾数をいう。 4 天然種苗と人工種苗を同一の養殖生簀で養殖しないこと。ただし、天然種苗と人工種苗を明確に識別できる場合はこの限りでない。	令和5年9月1日	令和5年9月1日	～ 令和10年8月31日	株式会社ニッセイまぐろ	〒859-6206 長崎県佐世保市鹿町町長車403番地31	令和5年9月1日 漁業権一斉切替
118	大分県	区3241号	大分県漁業協同組合	870-0021	大分県大分市府内町3丁目5番7号	第1種区画漁業くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 佐伯市上浦大字最勝海浦の地先 漁場の区域 イ、ロ、ハ、ニ、ホ及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 イ 基点第1289号から293度1,105メートルの点 ロ 基点第1289号から322度1,007メートルの点 ハ 基点第1289号から324度599メートルの点 ニ 基点第1289号から274度909メートルの点 ホ 基点第1289号から286度1,064メートルの点 基点第1289号 佐伯市上浦大字最勝海浦浦戸崎の標識	1 海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。 2 当該漁業権に係る区画漁業で養殖されるくろまぐろは、区第3231号、区第3238号又は区第3239号に係る区画漁業で養殖の用に供される施設から移送されたものでなければならない。	令和5年9月1日	令和5年9月1日	～ 令和10年8月31日	株式会社マルハニチロAQUA	〒891-1401 鹿児島県鹿児島市黒神町2587-43	令和5年9月1日 漁業権一斉切替 区第3231号、区第3238号又は区第3239号の漁場で赤潮が発生した場合の避難用漁場。
119	大分県	区第3836号	大分県漁業協同組合	870-0021	大分県大分市府内町3丁目5番7号	第1種区画漁業くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 佐伯市鶴見大字有明浦の地先 漁場の区域 イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 イ 基点第1268号から233度9分15メートルの点 ロ 基点第1268号から210度39分94メートルの点 ハ 基点第1268号から142度18分169メートルの点 ニ 基点第1268号から94度5分144メートルの点 ホ 基点第1268号から57度40分32メートルの点 ヘ 基点第1268号から138度11分19メートルの点 基点第1268号 佐伯市鶴見大字有明浦有明港鮪浦北側防波堤突端の標識	1 海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。 2 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。	令和5年9月1日	令和5年9月1日	～ 令和10年8月31日	臨海研究株式会社	〒876-1204 大分県佐伯市鶴見大字有明浦508番地8	令和5年9月1日 漁業権一斉切替

くろまぐろ養殖場及びびくろまぐろ養殖業者一覧(公表用)

令和8年2月時点

整理番号	府県	免許番号	漁業権者の名称及び住所			漁業種類及び名称	漁業時期	漁場の位置及び区域	制限又は条件	免許日	存続期間	くろまぐろ養殖業者			
			名称									住所	名称	住所	備考
			名称	番番号	住所										
120	大分県	区4131号	大分県漁業協同組合	870-0021	大分県大分市府内町3丁目5番7号	第1種区画漁業くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 佐伯市鶴見大字大島の地先 漁場の区域 イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 イ 基点第1211号から305度1.255メートルの点 ロ 基点第1211号から319度20分1.218メートルの点 ハ 基点第1211号から322度05分473メートルの点 ニ 基点第1211号から302度20分482メートルの点 ホ 基点第1211号から307度714メートルの点 ヘ 基点第1211号から300度736メートルの点 基点第1211号 佐伯市鶴見大字大島宇船隠防波堤赤灯台(豊後大島船隠防波堤灯台)	1 海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。 2 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、生け簀の総面積が13.738平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 形状:円形、規格:直径2.5メートル、台数:28台 3 当該区画漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、合計で2,568尾を超えてはならない。なお、「天然種苗の活込尾数」とは、天然から採捕したくろまぐろを、初めて区画漁業権の設定された海面の養殖の用に供する施設に投入した時の、当該くろまぐろの尾数をいう。 4 天然種苗と人工種苗を同一の養殖生簀で養殖しないこと。ただし、天然種苗と人工種苗を明確に識別できる場合はこの限りでない。	令和5年9月1日	令和5年9月1日	～ 令和10年8月31日	有限会社松水	〒876-1202	令和5年9月1日 漁業権一斉切替え
121	大分県	区第4133号	大分県漁業協同組合	870-0021	大分県大分市府内町3丁目5番7号	第1種区画漁業くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 佐伯市鶴見大字大島の地先 漁場の区域 イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 イ 基点第1211号から300度736メートルの点 ロ 基点第1211号から307度714メートルの点 ハ 基点第1211号から302度482メートルの点 ニ 基点第1211号から287度525メートルの点 基点第1211号 佐伯市鶴見大字大島宇船隠防波堤赤灯台(豊後大島船隠防波堤灯台)	1 海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。 2 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。	令和5年9月1日	令和5年9月1日	～ 令和10年8月31日	有限会社松水	〒876-1202	令和5年9月1日 漁業権一斉切替え
122	宮崎県	区第5号(管理番号:5-4マ号)	島浦町漁業協同組合	882-0096	宮崎県延岡市島浦町874番地1	第1種区画漁業くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第112号から323度24分664メートルの点 イ 基点第112号から247度36分835メートルの点 ウ 基点第112号から230度36分690メートルの点 エ 基点第112号から338度24分398メートルの点 ア 北緯32度40分16.819秒、東経131度49分22.331秒の点 イ 北緯32度40分13.613秒、東経131度49分33.033秒の点 ウ 北緯32度40分12.254秒、東経131度49分33.490秒の点 エ 北緯32度40分9.226秒、東経131度49分34.930秒の点 基点第112号の位置は次のとおり 基点第112号 延岡市島浦町島野浦港塞ヶ谷外防波堤先端灯台	1 常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。 2 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。 ただし、生け簀の総面積が4,800平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 形状:方形 規格:30メートル×40メートル 台数:4台	令和5年9月1日	令和5年9月1日	～ 令和10年8月31日	株式会社兵殖	〒879-2412	令和5年9月1日 漁業権一斉切替え
123	宮崎県	区第5号(管理番号:5-1マ号)	島浦町漁業協同組合	882-0096	宮崎県延岡市島浦町874番地1	第1種区画漁業くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	次の点ア、イ、ウ及び点エの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 ア 基点第104号 イ 基点第104号から330度300メートルの点 ウ 基点第105号から0度300メートルの点 エ 基点第105号 ア 北緯32度40分12.528秒、東経131度48分31.025秒の点 イ 北緯32度40分20.999秒、東経131度48分25.344秒の点 ウ 北緯32度40分36.048秒、東経131度49分3.340秒の点 エ 北緯32度40分26.310秒、東経131度49分3.251秒の点 基点第104号及び基点第105号の位置は次のとおり 基点第104号 延岡市島浦町上の鼻西端 基点第105号 延岡市島浦町高松の鼻西端	1 常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。 2 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。 ただし、生け簀の総面積が900平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 形状:方形 規格:15メートル×15メートル 台数:4台 3 当該漁業権に係る漁場の区画において移送も含めた天然種苗の活込みを行ってはならない。	令和5年9月1日	令和5年9月1日	～ 令和10年8月31日	株式会社マルハニチロAQUA	〒891-1401	令和5年9月1日 漁業権一斉切替え
124	宮崎県	区第5号(管理番号:5-2マ号)	島浦町漁業協同組合	882-0096	宮崎県延岡市島浦町874番地1	第1種区画漁業くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	次の点ア、イ、ウ、エ、オ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 ア 基点第105号 イ 基点第105号から0度266メートルの点 ウ 基点第106号から0度401メートルの点 エ 基点第107号から0度599メートルの点 オ 基点第107号 カ 基点第106号 ア 北緯32度40分26.310秒、東経131度49分3.251秒の点 イ 北緯32度40分34.944秒、東経131度49分3.330秒の点 ウ 北緯32度40分33.118秒、東経131度49分19.365秒の点 エ 北緯32度40分25.456秒、東経131度49分51.751秒の点 オ 北緯32度40分6.012秒、東経131度49分51.571秒の点 カ 北緯32度40分20.100秒、東経131度49分19.246秒の点 基点第105号、106号及び基点第107号の位置は次のとおり 基点第105号 延岡市島浦町高松の鼻西端 基点第106号 延岡市島浦町焼尾の北端 基点第107号 延岡市島浦町野坂水尻炭岩	1 常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。 2 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。 ただし、生け簀の総面積が4,500平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 形状:方形 規格:30メートル×30メートル、15メートル×15メートル 台数:30メートル角4台、15メートル角4台 3 当該漁業権に係る漁場の区画において移送も含めた天然種苗の活込みを行ってはならない。	令和5年9月1日	令和5年9月1日	～ 令和10年8月31日	株式会社マルハニチロAQUA	〒891-1401	令和5年9月1日 漁業権一斉切替え
125	鹿児島県	鹿特区魚第43号	鹿島漁業協同組合	896-1101	鹿児島県薩摩川内市里町3527-1	第1種区画漁業くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 薩摩川内市上飯町中飯妻地先 漁場の区域 点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 49' 35" E 129° 51' 12" 点イ N 31° 49' 30" E 129° 51' 23" 点ウ N 31° 49' 36" E 129° 51' 27" 点エ N 31° 49' 42" E 129° 51' 16"	(1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀(8メートル×8メートル 正方形)236台とする。 ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積(15.079㎡)を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。 (2) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。	令和5年9月1日	令和5年9月1日	～ 令和10年8月31日	株式会社ニッスイまぐろ	〒859-6206 長崎県佐世保市鹿町長串403番地31	令和5年9月1日 漁業権一斉切替え

くろまぐる養殖場及びくろまぐる養殖業者一覧(公表用)

令和8年2月時点

整理番号	府県	免許番号	漁業者の名称及び住所				漁業種類及び名称	漁業時期	漁場の位置及び区域	制限又は条件	免許日	存続期間	くろまぐる養殖業者		
			名称			住所							名称	住所	備考
			名称	千番号	住所										
126	鹿児島県	鹿特区魚第44号	鹿島漁業協同組合	896-1101	鹿児島県薩摩川内市町里3527-1	第1種区画漁業くろまぐる小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 薩摩川内市上飯町桑の浦地先 漁場の区域 点ア、点イ、点ウ、点工、点オ、点カ、点キ、点ク、点ケ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 50' 28" E 129° 50' 16" 点イ N 31° 50' 31" E 129° 50' 25" 点ウ N 31° 50' 47" E 129° 50' 19" 点工 N 31° 50' 59" E 129° 50' 19" 点オ N 31° 51' 02" E 129° 50' 19" 点カ N 31° 51' 02.5" E 129° 50' 15" 点キ N 31° 50' 59" E 129° 50' 14.5" 点ク N 31° 50' 59" E 129° 50' 10" 点ケ N 31° 50' 45" E 129° 50' 09"	(1)当該漁業種に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀(8メートル×8メートル 正方形)539台とする。 ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積(34.465㎡)を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。 (2)漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。	令和5年9月1日	令和5年9月1日～令和10年8月31日	株式会社ニッスイまぐろ	〒859-6206 長崎県佐世保市鹿町町長車403番地31	令和5年9月1日 漁業種一斉切替え	
127	鹿児島県	鹿特区魚第49号	鹿児島県漁業協同組合	892-0835	鹿児島市城南町37番地2	第1種区画漁業くろまぐる(人工種苗)小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 南さつま市笠沙町片浦野間池地先 漁場の区域 点ア、点イ、点ウ、点工、点オ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 25' 13" E 130° 08' 14" 点イ N 31° 25' 15" E 130° 08' 15" 点ウ N 31° 25' 18" E 130° 08' 15" 点工 N 31° 25' 18" E 130° 08' 12" 点オ N 31° 25' 17" E 130° 08' 10"	(1)当該漁業種に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀(8メートル×8メートル 正方形)26台とする。 ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。 (2)当該漁業種に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。 (3)漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。	令和5年9月1日	令和5年9月1日～令和10年8月31日	株式会社マルハニチロ養殖技術開発センター	〒898-0211 鹿児島県南さつま市坊津町久志837番地	令和5年9月1日 漁業種一斉切替え	
128	鹿児島県	鹿特区魚第50号	鹿児島県漁業協同組合	892-0835	鹿児島市城南町37番地2	第1種区画漁業くろまぐる小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 南さつま市笠沙町片浦野間池地先 漁場の区域 点ア、点イ、点ウ、点工、点オ、点カ、点キ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 25' 11" E 130° 07' 59" 点イ N 31° 25' 09" E 130° 08' 03" 点ウ N 31° 25' 11" E 130° 08' 09" 点工 N 31° 25' 13" E 130° 08' 14" 点オ N 31° 25' 17" E 130° 08' 10" 点カ N 31° 25' 14" E 130° 08' 06" 点キ N 31° 25' 15" E 130° 08' 02"	(1)当該漁業種に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀(8メートル×8メートル 正方形)60台とする。 ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積(3.806㎡)を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。 (2)漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。	令和5年9月1日	令和5年9月1日～令和10年8月31日	日清丸紅飼料株式会社	〒103-0022 東京都中央区日本橋室町四丁目5番1号さくら室町ビル	令和5年9月1日 漁業種一斉切替え	
129	鹿児島県	鹿特区魚第54号	鹿児島県漁業協同組合	892-0835	鹿児島市城南町37番地2	第1種区画漁業くろまぐる(人工種苗)小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 南さつま市坊津町久志浦地先 漁場の区域 点ア、点イ、点ウ、点工及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 18' 32" E 130° 13' 12" 点イ N 31° 18' 25" E 130° 13' 12" 点ウ N 31° 18' 25" E 130° 13' 04" 点工 N 31° 18' 32" E 130° 13' 04"	(1)当該漁業種に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀(8メートル×8メートル 正方形)50台とする。 ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。 (2)当該漁業種に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。 (3)漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。	令和5年9月1日	令和5年9月1日～令和10年8月31日	株式会社マルハニチロ養殖技術開発センター	〒898-0211 鹿児島県南さつま市坊津町久志837番地	令和5年9月1日 漁業種一斉切替え	
130	鹿児島県	鹿特区魚第56号	坊治漁業協同組合	898-0101	鹿児島県南さつま市坊津町坊5601-4	第1種区画漁業くろまぐる小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 南さつま市丸木崎地先 漁場の区域 点ア、点イ、点ウ、点工及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 16' 53" E 130° 13' 08" 点イ N 31° 16' 49" E 130° 13' 08" 点ウ N 31° 16' 49" E 130° 12' 57" 点工 N 31° 16' 53" E 130° 12' 57"	(1)当該漁業種に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀(8メートル×8メートル 正方形)195台とする。 ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積(12.432㎡)を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。 (2)漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。	令和5年9月1日	令和5年9月1日～令和10年8月31日	株式会社ニッスイまぐろ	〒859-6206 長崎県佐世保市鹿町町長車403番地31	令和5年9月1日 漁業種一斉切替え	
131	鹿児島県	鹿特区魚第57号	坊治漁業協同組合	898-0101	鹿児島県南さつま市坊津町坊5601-4	第1種区画漁業くろまぐる(人工種苗)小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 南さつま市坊津町泊峰ヶ先地先 漁場の区域 点ア、点イ、点ウ、点工、及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 16' 38" E 130° 13' 10" 点イ N 31° 16' 43" E 130° 13' 10" 点ウ N 31° 16' 41.5" E 130° 13' 18" 点工 N 31° 16' 36.5" E 130° 13' 18"	(1)当該漁業種に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀(8メートル×8メートル 正方形)30台とする。 ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。 (2)当該漁業種に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。 (3)漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。	令和5年9月1日	令和5年9月1日～令和10年8月31日	株式会社ニッスイまぐろ	〒859-6206 長崎県佐世保市鹿町町長車403番地31	令和5年9月1日 漁業種一斉切替え	
132	鹿児島県	鹿特区魚第62号	指宿漁業協同組合	891-0405	鹿児島県指宿市湊四丁目13番27号	第1種区画漁業くろまぐる(人工種苗)小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 指宿市知林島地先 漁場の区域 点ア、点イ、点ウ、点工及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 17' 49" E 130° 38' 45" 点イ N 31° 17' 44" E 130° 39' 22" 点ウ N 31° 17' 28" E 130° 39' 19" 点工 N 31° 17' 33" E 130° 38' 42"	(1)当該漁業種に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀(8メートル×8メートル 正方形)111台とする。 ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。 (2)当該漁業種に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。 (3)漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。	令和5年9月1日	令和5年9月1日～令和10年8月31日	株式会社マルハニチロAQUA	〒891-1401 鹿児島県指宿市黒神町2587番地43	令和5年9月1日 漁業種一斉切替え	

くろまぐろ養殖場及びくろまぐろ養殖業者一覧(公表用)

令和8年2月時点

整理番号	府県	免許番号	漁業権者の名称及び住所				漁業種類及び名称	漁業時期	漁場の位置及び区域	制限又は条件	免許日	存続期間	くろまぐろ養殖業者		
			名称			住所							名称	住所	備考
			名称	千番号	住所										
133	鹿児島県	鹿特区魚第63号	鹿児島県漁業協同組合	892-0835	鹿児島市城南町37番地2	第1種区画漁業くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 鹿児島市喜入生見町米倉地先 漁場の区域 点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 19' 56" E 130° 35' 14" 点イ N 31° 19' 49" E 130° 35' 05" 点ウ N 31° 19' 57" E 130° 34' 57" 点エ N 31° 20' 03" E 130° 35' 06"	(1)当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀(8メートル×8メートル 正方形)72台とする。 ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積(4,546㎡)を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。 (2)漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。	令和5年9月1日	令和5年9月1日	～ 令和10年8月31日	株式会社ニッスイまぐろ	〒859-6206 長崎県佐世保市鹿町町長串403番地31	令和5年9月1日 漁業権一斉切替
134	鹿児島県	大特区魚第1号	宇検村漁業協同組合	894-3303	鹿児島県大島郡宇検村田検白浜1319-8	第1種区画漁業くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 大島郡宇検村枝手久島生間長浜地先 漁場の区域 点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 17' 05" E 129° 12' 49" 点イ N 28° 16' 53" E 129° 12' 48" 点ウ N 28° 16' 54" E 129° 12' 41" 点エ N 28° 17' 06" E 129° 12' 42"	(1)当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀(8メートル×8メートル 正方形)161台とする。 ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積(10,323㎡)を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。 (2)漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。	令和5年9月1日	令和5年9月1日	～ 令和10年8月31日	日本マクロ資源研究所株式会社	〒894-3521 鹿児島県大島郡宇検村名柄1371番地	令和5年9月1日 漁業権一斉切替
135	鹿児島県	大特区魚第2号	宇検村漁業協同組合	894-3303	鹿児島県大島郡宇検村田検白浜1319-8	第1種区画漁業くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 大島郡宇検村枝手久島生間赤崎地先 漁場の区域 点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 17' 59" E 129° 13' 16" 点イ N 28° 16' 52" E 129° 13' 15" 点ウ N 28° 16' 55" E 129° 13' 50" 点エ N 28° 17' 02" E 129° 13' 51"	(1)当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀(8メートル×8メートル 正方形)287台とする。 ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積(19,312㎡)を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。 (2)漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。	令和5年9月1日	令和5年9月1日	～ 令和10年8月31日	日本マクロ資源研究所株式会社	〒894-3521 鹿児島県大島郡宇検村名柄1371番地	令和5年9月1日 漁業権一斉切替
136	鹿児島県	大特区魚第3号	宇検村漁業協同組合	894-3303	鹿児島県大島郡宇検村田検白浜1319-8	第1種区画漁業くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 大島郡宇検村生勝地先 漁場の区域 点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 17' 00" E 129° 13' 42" 点イ N 28° 16' 54" E 129° 13' 39" 点ウ N 28° 16' 36" E 129° 14' 25" 点エ N 28° 16' 42" E 129° 14' 28"	(1)当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀(8メートル×8メートル 正方形)478台とする。 ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積(30,562㎡)を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。 (2)漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。	令和5年9月1日	令和5年9月1日	～ 令和10年8月31日	株式会社拓洋	〒862-0911 熊本県熊本市東区健軍1丁目35-11	令和5年9月1日 漁業権一斉切替
137	鹿児島県	大特区魚第4号	宇検村漁業協同組合	894-3303	鹿児島県大島郡宇検村田検白浜1319-8	第1種区画漁業くろまぐろ(人工種苗)小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 大島郡宇検村金崎地先 漁場の区域 点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 16' 40" E 129° 14' 32" 点イ N 28° 16' 35" E 129° 14' 29" 点ウ N 28° 16' 24.5" E 129° 14' 48" 点エ N 28° 16' 29.5" E 129° 14' 51"	(1)当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀(8メートル×8メートル 正方形)221台とする。 ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。 (2)当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。 (3)漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。	令和5年9月1日	令和5年9月1日	～ 令和10年8月31日	株式会社拓洋	〒862-0911 熊本県熊本市東区健軍1丁目35-11	令和5年9月1日 漁業権一斉切替
138	鹿児島県	大特区魚第5号	宇検村漁業協同組合	894-3303	鹿児島県大島郡宇検村田検白浜1319-8	第1種区画漁業くろまぐろ小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 大島郡宇検村イジジ崎地先 漁場の区域 点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ、点カ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 16' 25" E 129° 15' 06" 点イ N 28° 16' 18" E 129° 15' 05" 点ウ N 28° 16' 12" E 129° 15' 35" 点エ N 28° 16' 16" E 129° 15' 44" 点オ N 28° 16' 21" E 129° 15' 41" 点カ N 28° 16' 18" E 129° 15' 35"	(1)当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀(8メートル×8メートル 正方形)261台とする。 ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積(16,693㎡)を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。 (2)漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。	令和5年9月1日	令和5年9月1日	～ 令和10年8月31日	株式会社拓洋	〒862-0911 熊本県熊本市東区健軍1丁目35-11	令和5年9月1日 漁業権一斉切替
139	鹿児島県	大特区魚第6号	宇検村漁業協同組合	894-3303	鹿児島県大島郡宇検村田検白浜1319-8	第1種区画漁業くろまぐろ(人工種苗)小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 大島郡宇検村イジジ崎地先 漁場の区域 点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ、点カ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 16' 25" E 129° 15' 06" 点イ N 28° 16' 18" E 129° 15' 05" 点ウ N 28° 16' 12" E 129° 15' 35" 点エ N 28° 16' 16" E 129° 15' 44" 点オ N 28° 16' 21" E 129° 15' 41" 点カ N 28° 16' 18" E 129° 15' 35"	(1)当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀(8メートル×8メートル 正方形)84台とする。 ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。 (2)当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。 (3)漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。	令和5年9月1日	令和5年9月1日	～ 令和10年8月31日	株式会社拓洋	〒862-0911 熊本県熊本市東区健軍1丁目35-11	令和5年9月1日 漁業権一斉切替

くろまぐろ養殖場及びくろまぐろ養殖業者一覧(公表用)

令和8年2月時点

整理番号	府県	免許番号	漁業者の名称及び住所				漁業種類及び名称	漁業時期	漁場の位置及び区域	制限又は条件	免許日	存続期間	くろまぐろ養殖業者		
			名称			住所							名称	住所	備考
			名称	干番号	住所										
140	鹿児島県	大特区魚第7号	宇検村漁業協同組合	894-3303	鹿児島県大島郡宇検村田検白浜1319-8	第1種区画漁業くろまぐろ(小割式養殖業)	1月1日～12月31日	漁場の位置 大島郡宇検村名柄長崎地先 漁場の区域 点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 15' 58" E 129° 15' 13" 点イ N 28° 15' 37" E 129° 15' 02" 点ウ N 28° 15' 40" E 129° 14' 56" 点エ N 28° 16' 01" E 129° 15' 08"	(1)当該漁業種に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀(8メートル×8メートル 正方形)123台とする。 ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積(7,880㎡)を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。 (2)漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。	令和5年9月1日	令和5年9月1日	～ 令和10年8月31日	日本マグロ資源研究所株式会社	〒894-3521 鹿児島県大島郡宇検村名柄1371番地	令和5年9月1日 漁業種一斉切替え
141	鹿児島県	大特区魚第8号	宇検村漁業協同組合	894-3303	鹿児島県大島郡宇検村田検白浜1319-8	第1種区画漁業くろまぐろ(人工工種苗)小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 大島郡宇検村名柄長崎地先 漁場の区域 点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 15' 58" E 129° 15' 13" 点イ N 28° 15' 37" E 129° 15' 02" 点ウ N 28° 15' 40" E 129° 14' 56" 点エ N 28° 16' 01" E 129° 15' 08"	(1)当該漁業種に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀(8メートル×8メートル 正方形)67台とする。 ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。 (2)当該漁業種に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工工種苗でなくてはならない。 (3)漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。	令和5年9月1日	令和5年9月1日	～ 令和10年8月31日	日本マグロ資源研究所株式会社	〒894-3521 鹿児島県大島郡宇検村名柄1371番地	令和5年9月1日 漁業種一斉切替え
142	鹿児島県	大特区魚第9号	宇検村漁業協同組合	894-3303	鹿児島県大島郡宇検村田検白浜1319-8	第1種区画漁業くろまぐろ(人工工種苗)小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 大島郡宇検村名柄長崎地先 漁場の区域 点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 15' 58" E 129° 15' 13" 点イ N 28° 15' 37" E 129° 15' 02" 点ウ N 28° 15' 40" E 129° 14' 56" 点エ N 28° 16' 01" E 129° 15' 08"	(1)当該漁業種に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀(8メートル×8メートル 正方形)98台とする。 ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。 (2)当該漁業種に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工工種苗の生産に用いるくろまぐろの親魚でなくてはならない。 (3)漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。	令和5年9月1日	令和5年9月1日	～ 令和10年8月31日	日本マグロ資源研究所株式会社	〒894-3521 鹿児島県大島郡宇検村名柄1371番地	令和5年9月1日 漁業種一斉切替え
143	鹿児島県	大特区魚第11号	瀬戸内漁業協同組合	894-1506	鹿児島県大島郡瀬戸内町古仁屋船津38	第1種区画漁業くろまぐろ(人工工種苗)小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 大島郡瀬戸内町花天地地先 漁場の区域 点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 13' 27" E 129° 12' 56" 点イ N 28° 13' 27" E 129° 13' 02" 点ウ N 28° 13' 26" E 129° 13' 02" 点エ N 28° 13' 26" E 129° 12' 56"	(1)当該漁業種に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀(8メートル×8メートル 正方形)14台とする。 ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。 (2)当該漁業種に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工工種苗でなくてはならない。 (3)漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。	令和5年9月1日	令和5年9月1日	～ 令和10年8月31日	株式会社アーマリン近大	〒649-2211 和歌山県西牟婁郡白浜町1番地の5	令和5年9月1日 漁業種一斉切替え
144	鹿児島県	大特区魚第13号	瀬戸内漁業協同組合	894-1506	鹿児島県大島郡瀬戸内町古仁屋船津38	第1種区画漁業くろまぐろ(人工工種苗)小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 大島郡瀬戸内町花天地地先 漁場の区域 点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 13' 26" E 129° 12' 52" 点イ N 28° 13' 26" E 129° 13' 02" 点ウ N 28° 13' 24" E 129° 13' 02" 点エ N 28° 13' 24" E 129° 12' 52"	(1)当該漁業種に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀(8メートル×8メートル 正方形)68台とする。 ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。 (2)当該漁業種に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工工種苗でなくてはならない。 (3)漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。	令和5年9月1日	令和5年9月1日	～ 令和10年8月31日	株式会社アーマリン近大	〒649-2211 和歌山県西牟婁郡白浜町1番地の5	令和5年9月1日 漁業種一斉切替え
145	鹿児島県	大特区魚第14号	瀬戸内漁業協同組合	894-1506	鹿児島県大島郡瀬戸内町古仁屋船津38	第1種区画漁業くろまぐろ(人工工種苗)小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 大島郡瀬戸内町花天地地先 漁場の区域 点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ、点カ、点キ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 13' 24" E 129° 12' 52" 点イ N 28° 13' 24" E 129° 13' 02" 点ウ N 28° 13' 18" E 129° 13' 58" 点エ N 28° 13' 20" E 129° 12' 51"	(1)当該漁業種に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀(8メートル×8メートル 正方形)83台とする。 ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。 (2)当該漁業種に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工工種苗でなくてはならない。 (3)漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。	令和5年9月1日	令和5年9月1日	～ 令和10年8月31日	株式会社アーマリン近大	〒649-2211 和歌山県西牟婁郡白浜町1番地の5	令和5年9月1日 漁業種一斉切替え
146	鹿児島県	大特区魚第15号	瀬戸内漁業協同組合	894-1506	鹿児島県大島郡瀬戸内町古仁屋船津38	第1種区画漁業くろまぐろ(人工工種苗)小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 大島郡瀬戸内町花天地地先 漁場の区域 点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ、点カ、点キ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 13' 24" E 129° 12' 52" 点イ N 28° 13' 24" E 129° 13' 02" 点ウ N 28° 13' 18" E 129° 13' 58" 点エ N 28° 13' 20" E 129° 12' 51"	(1)当該漁業種に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀(8メートル×8メートル 正方形)83台とする。 ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。 (2)当該漁業種に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工工種苗の生産に用いるくろまぐろの親魚でなくてはならない。 (3)漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。	令和5年9月1日	令和5年9月1日	～ 令和10年8月31日	株式会社アーマリン近大	〒649-2211 和歌山県西牟婁郡白浜町1番地の5	令和5年9月1日 漁業種一斉切替え
147	鹿児島県	大特区魚第18号	瀬戸内漁業協同組合	894-1506	鹿児島県大島郡瀬戸内町古仁屋船津38	第1種区画漁業くろまぐろ(小割式養殖業)	1月1日～12月31日	漁場の位置 大島郡瀬戸内町久慈オクフ、ナガサキ地先 漁場の区域 点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 13' 28" E 129° 15' 27" 点イ N 28° 13' 28" E 129° 15' 39" 点ウ N 28° 13' 13" E 129° 15' 39" 点エ N 28° 13' 13" E 129° 15' 27"	(1)当該漁業種に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀(8メートル×8メートル 正方形)111台とする。 ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積(7,104㎡)を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。 (2)漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。	令和5年9月1日	令和5年9月1日	～ 令和10年8月31日	株式会社ニッスイまぐろ	〒859-6206 長崎県佐世保市鹿町町長串403番地31	令和5年9月1日 漁業種一斉切替え

くろまぐる養殖場及びくろまぐる養殖業者一覧(公表用)

令和8年2月時点

整理番号	府県	免許番号	漁業者の名称及び住所				漁業種類及び名称	漁業時期	漁場の位置及び区域	制限又は条件	免許日	存続期間	くろまぐる養殖業者		
			名称			住所							名称	住所	備考
			名称	番番号	住所										
148	鹿児島県	大特区魚第20号	瀬戸内漁業協同組合	894-1506	鹿児島県大島郡瀬戸内町古仁屋船津38	第1種区画漁業(くろまぐる小割式養殖業)	1月1日～12月31日	漁場の位置 大島郡瀬戸内町篠川コバキン地先 漁場の区域 点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 12' 43" E 129° 15' 42" 点イ N 28° 12' 39" E 129° 15' 42" 点ウ N 28° 12' 44" E 129° 16' 10" 点エ N 28° 12' 49" E 129° 16' 09"	(1)当該漁業種に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀(8メートル×8メートル 正方形)267台とする。 ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積(17,088㎡)を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。 (2)漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。	令和5年9月1日	令和5年9月1日	～ 令和10年8月31日	株式会社ニッスイまぐろ	〒859-6206 長崎県佐世保市鹿町町長車403番地31	令和5年9月1日 漁業種一斉切替
149	鹿児島県	大特区魚第24号	瀬戸内漁業協同組合	894-1506	鹿児島県大島郡瀬戸内町古仁屋船津38	第1種区画漁業(くろまぐる小割式養殖業)	1月1日～12月31日	漁場の位置 大島郡瀬戸内町篠川湾深浦大浜地先 漁場の区域 点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 12' 43" E 129° 16' 49" 点イ N 28° 12' 51" E 129° 16' 44" 点ウ N 28° 12' 40" E 129° 16' 21" 点エ N 28° 12' 32" E 129° 16' 26"	(1)当該漁業種に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀(8メートル×8メートル 正方形)399台とする。 ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積(25,636㎡)を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。 (2)漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。	令和5年9月1日	令和5年9月1日	～ 令和10年8月31日	株式会社マルハニチロAQUA	〒891-1401 鹿児島市黒神町2587番地43	令和5年9月1日 漁業種一斉切替
150	鹿児島県	大特区魚第25号	瀬戸内漁業協同組合	894-1506	鹿児島県大島郡瀬戸内町古仁屋船津38	第1種区画漁業(くろまぐる(人工種苗)小割式養殖業)	1月1日～12月31日	漁場の位置 大島郡瀬戸内町篠川湾深浦大浜地先 漁場の区域 点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 12' 43" E 129° 16' 49" 点イ N 28° 12' 51" E 129° 16' 44" 点ウ N 28° 12' 40" E 129° 16' 21" 点エ N 28° 12' 32" E 129° 16' 26"	(1)当該漁業種に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、大特区魚第19号と合わせて生簀(8メートル×8メートル 正方形)120台とする。 ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。 (2)当該漁業種に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。 (3)漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。	令和5年9月1日	令和5年9月1日	～ 令和10年8月31日	株式会社マルハニチロAQUA	〒891-1401 鹿児島市黒神町2587番地43	令和5年9月1日 漁業種一斉切替
151	鹿児島県	大特区魚第26号	瀬戸内漁業協同組合	894-1506	鹿児島県大島郡瀬戸内町古仁屋船津38	第1種区画漁業(くろまぐる(人工種苗)小割式養殖業)	1月1日～12月31日	漁場の位置 大島郡瀬戸内町篠川湾深浦大浜地先 漁場の区域 点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 12' 43" E 129° 16' 49" 点イ N 28° 12' 51" E 129° 16' 44" 点ウ N 28° 12' 40" E 129° 16' 21" 点エ N 28° 12' 32" E 129° 16' 26"	(1)当該漁業種に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀(8メートル×8メートル 正方形)54台とする。 ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。 (2)当該漁業種に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗の生産に用いるくろまぐるの親魚でなくてはならない。 (3)漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。	令和5年9月1日	令和5年9月1日	～ 令和10年8月31日	株式会社マルハニチロAQUA	〒891-1401 鹿児島市黒神町2587番地43	令和5年9月1日 漁業種一斉切替
152	鹿児島県	大特区魚第29号	瀬戸内漁業協同組合	894-1506	鹿児島県大島郡瀬戸内町古仁屋船津38	第1種区画漁業(くろまぐる(人工種苗)小割式養殖業)	1月1日～12月31日	漁場の位置 大島郡瀬戸内町久根津崎地先 漁場の区域 点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 10' 34" E 129° 17' 11" 点イ N 28° 10' 25" E 129° 17' 04" 点ウ N 28° 10' 21" E 129° 17' 11" 点エ N 28° 10' 29" E 129° 17' 18"	(1)当該漁業種に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀(8メートル×8メートル 正方形)147台とする。 ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。 (2)当該漁業種に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗に用いるくろまぐるの親魚でなくてはならない。 (3)漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。	令和5年9月1日	令和5年9月1日	～ 令和10年8月31日	株式会社マルハニチロAQUA	〒891-1401 鹿児島市黒神町2587番地43	令和5年9月1日 漁業種一斉切替
153	鹿児島県	大特区魚第30号	瀬戸内漁業協同組合	894-1506	鹿児島県大島郡瀬戸内町古仁屋船津38	第1種区画漁業(くろまぐる小割式養殖業)	1月1日～12月31日	漁場の位置 大島郡瀬戸内町クマチキヨ崎地先 漁場の区域 点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 10' 17" E 129° 17' 11" 点イ N 28° 10' 27" E 129° 17' 02" 点ウ N 28° 10' 18" E 129° 16' 52" 点エ N 28° 10' 08" E 129° 17' 01"	(1)当該漁業種に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀(8メートル×8メートル 正方形)396台とする。 ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積(25,344㎡)を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。 (2)漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。	令和5年9月1日	令和5年9月1日	～ 令和10年8月31日	株式会社マルハニチロAQUA	〒891-1401 鹿児島市黒神町2587番地43	令和5年9月1日 漁業種一斉切替
154	鹿児島県	大特区魚第31号	瀬戸内漁業協同組合	894-1506	鹿児島県大島郡瀬戸内町古仁屋船津38	第1種区画漁業(くろまぐる(人工種苗)小割式養殖業)	1月1日～12月31日	漁場の位置 大島郡瀬戸内町クマチキヨ崎地先 漁場の区域 点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 10' 08" E 129° 17' 01" 点イ N 28° 10' 18" E 129° 16' 52" 点ウ N 28° 10' 15" E 129° 16' 46" 点エ N 28° 10' 04" E 129° 16' 56"	(1)当該漁業種に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀(8メートル×8メートル 正方形)97台とする。 ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。 (2)当該漁業種に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。 (3)漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。	令和5年9月1日	令和5年9月1日	～ 令和10年8月31日	株式会社マルハニチロAQUA	〒891-1401 鹿児島市黒神町2587番地43	令和5年9月1日 漁業種一斉切替 令和7年10月1日 条件変更
155	鹿児島県	大特区魚第33号	瀬戸内漁業協同組合	894-1506	鹿児島県大島郡瀬戸内町古仁屋船津38	第1種区画漁業(くろまぐる小割式養殖業)	1月1日～12月31日	漁場の位置 大島郡瀬戸内町クマチキヨ崎地先 漁場の区域 点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 10' 08" E 129° 17' 01" 点イ N 28° 10' 18" E 129° 16' 52" 点ウ N 28° 10' 15" E 129° 16' 46" 点エ N 28° 10' 04" E 129° 16' 56"	(1)当該漁業種に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀(8メートル×8メートル 正方形)83台とする。 ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積(5,244㎡)を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。 (2)漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。	令和7年10月1日	令和7年10月1日	～ 令和10年8月31日	株式会社マルハニチロAQUA	〒891-1401 鹿児島市黒神町2587番地43	令和7年10月1日 免許

くろまぐろ養殖場及びくろまぐろ養殖業者一覧(公表用)

令和8年2月時点

整理番号	府県	免許番号	漁業権者の名称及び住所			漁業種類及び名称	漁業時期	漁場の位置及び区域	制限又は条件	免許日	存続期間	くろまぐろ養殖業者		備考
			名称	〒番号	住所							名称	住所	
156	沖縄県	特区第62号	羽地漁業協同組合	905-1144	沖縄県名護市宇仲尾次510番地の7	第1種特定区画漁業クログロ小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 大宜味村宇津波地先 漁場の区域 イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度40.871分 経度 128度 3.262分 点ロ 緯度 26度40.657分 経度 128度 2.991分 点ハ 緯度 26度39.843分 経度 128度 3.786分 点ニ 緯度 26度40.057分 経度 128度 4.058分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域においては、営んではならない。 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。	令和5年9月1日	令和5年9月1日～令和10年8月31日	株式会社ヤンバル琉宮水産	〒905-1311 沖縄県国頭郡大宜味村宇塩屋736番地	令和5年9月1日 漁業権一斉切替え
157	沖縄県	特区第64号	羽地漁業協同組合	905-1144	沖縄県名護市宇仲尾次510番地の7	第1種特定区画漁業クログロ小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 名護市宇源河地先 漁場の区域 イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度39.642分 経度 128度 2.963分 点ロ 緯度 26度40.112分 経度 128度 3.263分 点ハ 緯度 26度39.843分 経度 128度 3.786分 点ニ 緯度 26度39.373分 経度 128度 3.486分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域においては、営んではならない。 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。	令和5年9月1日	令和5年9月1日～令和10年8月31日	株式会社ソナドリーム沖縄	〒905-1635 沖縄県名護市宇濟井出131番地1	令和5年9月1日 漁業権一斉切替え
158	沖縄県	特区第100号	本部漁業協同組合	905-0213	沖縄県本部町谷茶28	第一種特定区画漁業クログロ小割式養殖業	1月1日～12月31日	漁場の位置 本部町宇大浜地先 漁場の区域 イ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度39.985分 経度 127度52.550分 点ロ 緯度 26度40.386分 経度 127度52.834分 点ハ 緯度 26度40.005分 経度 127度53.000分 点ニ 緯度 26度39.930分 経度 127度52.842分 点ホ 緯度 26度39.927分 経度 127度52.686分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。 生け簀の形状、規格及び台数は下記のとおりとする。ただし、生け簀の総面積が現有面積30.072㎡を超えない範囲で生け簀の形状、規格、または台数を変更することは差し支えない。 (1) 縦90m、横60m、深さ20mの生け簀 2台 (2) 縦80m、横40m、深さ20mの生け簀 1台 (3) 縦60m、横60m、深さ20mの生け簀 3台 (4) 一辺22.5m、深さ20mの正八角形の生け簀 1台 (5) 直径60m、深さ20mの円形の生け簀 1台	令和5年9月1日	令和5年9月1日～令和10年8月31日	有限会社日本鮭養殖	〒104-0055 東京都中央区豊海町4番5号豊海振興ビル4階	令和5年9月1日 漁業権一斉切替え